UNIVERSITY JOURNAL

全大教時報

Vol. 40 No. 2
2016.6

〈開かれている〉ことの責任と楽しさ
--人文学の危機を超えて
日比 嘉高 ＜名古屋大学文学研究科 准教授＞

山形大未払賃金請求訴訟／財務諸表の見方についての被告側主張の虚構と地裁判決の誤り
品川 敦紀 ＜山形大学理学部生物学科教授＞

病院職員の保育環境を支える「大学保育園」の現状・課題と展望
難波 忠清 ＜（福）緑の丘福祉会　理事・事務局長＞

ローカル線で行く！ フーテン旅行記(7)
--がんばれ熊本！復興への夢を託して－
大西 孝 ＜岡山大学 工学部 助教 ＞

Contents

＜開かれている＞ことの責任と楽しさ
-- 人文学の危機を超えて　1
日比 嘉高（名古屋大学大学院文学研究科 准教授）

山形大未払賃金請求訴訟 / 財務諸表の見方についての
被告側主張の虚構と地裁判決の誤り　10
品川 敦紀（山形大学 理学部生物学科 教授）

病院職員の保育環境を支える
「大学保育園」の現状・課題と展望　32
難波 忠清（社会福祉法人 緑の丘福祉会　理事・事務局長）

ローカル線で行く！フーテン旅行記 7
-- がんばれ熊本！復興への夢を託して--　70
大西 孝（岡山大学 工学部 助教）

2016 年　Vol.40 No.2

＜開かれている＞ことの責任と楽しさ -- 人文学の危機を越えて

名古屋大学大学院文学研究科 准教授
日比　嘉高

専門は日本近代文学・文化論。日系移民文学・出版文化などの研究も進めている。近著『ジャパニーズ・アメリカ』(新曜社 2014)、『いま、大学で何が起こっているのか』（ひつじ書房 2015)。

「大学の＜知＞の現在を考える」名大アゴラ・連続セミナー（第１回）より

はじめに

今日は、「名大アゴラ」という〈自由・平和・民主主義を愛し戦争法制に反対する名古屋大学人の会〉による連続セミナーの第１回にあたって、私自身がどのようなことを考えているのか、ということをお話ししたいと思います。それは、いま大学や、あるいは「学者」という存在に、何が求められているのだろうか、ということを考えるということでもあります。

1. 路上に出た学者

去年の夏、私はデモに参加しました。国会議事堂の前の抗議集会にも参加しました。私にとって、そうした行動や集会に参加するというのは初めての経験でした。これまでは、問題だと思った出来事があっても、それに反対するために腰を上げるまでには至りませんでした。なぜ、そんなものぐさな私が、わざわざ街に出て行き、反対の声を上げようと思ったのか。

危機感と、怒りでした。

御承知のように、そういう学者は、私だけではありませんでした。私たちの〈自由・平和・民主主義を愛し戦争法制に反対する名古屋大学人の会〉のような大学教員たちの組織が、2015年のうちに次々と全国各地で結成されました。その中核的な存在となったのが〈安全保障関連法に反対する学者の会〉ですが、そのウェブサイトにまとめられた「各大学の取り組み一覧」をみると、150を超える大学教職員や研究者の組織ができたということがわかります。大学に所属する教員たちの活動としては、未曾有の規模だと言っていいと思います。これまでの日本の大学の歴史の中で、教員たちの反対組織がこれだけ広がったことがあったでしょうか。

安保法制の話から、もう少し視野を広げてみます。2015年5月には、米国など海外の著名な日本研究者たちが「日本の歴史家を支持する声明」というものを出しています。各新聞も比較的大きく報道しましたし、ネットでも話題になりましたので、覚えていらっしゃる方も多いかもしれません。これは、民族主義による歴史の歪曲や、女性の尊厳に対する冒涜、政府や個人による歴史の操作・検閲・脅迫について憂慮するものであり、こうした動きに対抗する日本の歴史家たちをサポートしようという意図で出されたものでした。

つまり、現在の政治動向に対する、研究者コミュニティの危機感の広がりは、これほどまでに大きかった。そして、実際に多くの学者たちが、実際に声を上げ、路上にも出たのです。

では、私たちの声は届いたのでしょうか。国会議事堂の中に。あるいは、世の多くの人たちに。

届いたのだろうと思います。ある人たちには――。一つの発言が別の発言を呼び、賛同の声を集め（もちろん批判の声も）、議論が起こり、人々が関心を深めたり、決意をあらたにしたりするようすを、私はこれまで見てきました。声は届いていたと思います。

一方で、届かなかったのだろうとも思います。たとえば国会の中の与党には――。国会議事堂を数万人が取り囲み、同時に全国で数十万人の人が集まり、行進し、コールし、プラカードを掲げ、叫びつづけたにもかかわらず、議事堂の中の推進派は、法案を通しました。彼らに、声は届かなかった。

そしてもっと大切なことには、国会の中だけでなく、世の中の多くの人にも、声が届いたとはいえない。御承知のように、あれだけ盛り上がった反安保運動のあと、内閣支持率はあっという間に回復しました。現在もいろいろな調査で差はありますが、40％を越える支持率があります。

なぜでしょうか。私たちに、いまいったい何ができるのでしょうか。私が「名大アゴラ」という、名古屋大学で行う連続セミナーの企画に協力しようとした出発点には、こうした模索の思いがあります。

2. 文系廃止論と市場主義

ここで少し、議論を迂回させます。国立大学をはじめとした日本の大学が、いま激しい「改革」の波にさらされているのはご存じでしょうか。とりわけ、私も籍を置く人文科学系の学部・研究科に対する風当たりは、強いものがあります。

先日、読売新聞が作っている「読売教育ネットワーク」というウェブサイトで、現在金融庁参事官をしていらっしゃるという神田眞人氏に対するインタビュー、異見交論「今のままの大学では生き残れない」（2016年4月7日）という記事を読みました。この方は、財務省主計局主計官として大学への予算配分などに関わってきた方だそうですが、「日本の大学が、魅力がない

という烙印を押されているのも事実」「研究も教育もしない人ほど暇ですから、改革の邪魔をする」などと発言していらっしゃいます。要するに、「努力したら配分が増える」「さぼっていたら減る」という市場主義的、経済優先、儲け主義の論理を大学にまで当てはめよう、という方向です。

神田氏は大学改革の問題を論じていながら、その中身については、まともに言及していません。最後の最後で「謙虚に古今東西の書物や多様な人から学び、広い世界観をもち（中略）自分で吟味して、世界の一員として判断できる、そういう主権者」を大学は育てて欲しい、ということを、とってつけたように言っていますが、そこまでの話の99パーセントが、がんばらないと予算は出せないということに終始しています。そして、氏の言う「良い」教育・研究、「良い」大学というのは、なんなのか、まったく言及されることはありません。

たぶん、それを言うことができないのでしょう。当然です。日本の大学は多様です。学部が10以上あるような大規模大学もあれば、学部一つの単科大学もある。教育大学もあれば芸術大学も体育大学も、水産系も畜産系もある。大都市の大学も、地方の大学もある。研究指向の大学も、実業指向、資格指向の大学もある。それぞれに役割があるのです。それを、限られた尺度の中で競争させるのは、どだい無理な話です。

儲かるところに資本を集中し、不採算部門を潰していく、こういう経営方針を、「選択と集中」といいます。大学は今、この経営の論理である「選択と集中」のプレッシャーの中にあります。

矢面に立ったのが、人文社会科学系の学部・大学院と、教員養成系の学部のゼロ免課程です。文科省や、その背後にいる財務省の発想からいえば、これらの分野は、社会的な要請に合致していないのだそうです。

冗談ではありません。これらの学問分野が向き合っているのは、「人文」であり「社会」です。私たち人間の過去、現在、未来の社会そのものです。歴史上の成功や過ち、言葉の仕組み、芸術や人の想像力のより深い理解、社会の動態の把握、法体系の整合性の確保や安定的な運用、教育や社会的格差、差別、不正義、文化的多様性など、さまざまな現代の課題に取り組むのが、

人文社会科学です。

この学問領域を狭めることは、簡単に言えば私たち自身の「人間」や「社会」へのアンテナを狭め、感度を鈍くし、問題を問題として認識しない、できない世の中になり、そういう人間を育てることにつながっていきます。そこで私たちは眠らされていくのです。

高度な思考をし、先端的な研究に従事するのは一部の大学だけで良い。それ以外の大学は、地域が求める人材を供給する地元向けの人材バンクになるか、あるいは職業訓練校として「社会的ニーズ」に合致した技術者を養成していく。

この政策を推し進めている人たちは、その危うさをよく考えないままプランの着実な実行にだけ汲々とする機械のような人物か、あるいは大多数の人々は眠っているのがよく、決めるのは一部のエリートだけで良いと考えているエリート主義者です。彼らは、教育を信じていないし、学問を信じていない。

「反知性主義」という言葉が脳裡をよぎります。この言葉はとても難しく、使うのに注意を要する言葉です。だがたしかに、私たちの国の高等教育政策には、反知性主義の匂いを感じることがあります。

この春、現在の政権に批判的だとされる 3 人のキャスターが相次いで番組から降板しました。昨年 12 月に予定されていた「表現の自由」に関する国連特別報告者の来日が、政府の要請で突然延期されたという事件もありました。判断基準が不明確という指摘もありますが、〈国境なき記者団〉による日本の報道の自由度は、下落を続け、2016 年には 180 カ国中、72 位まで落ちたそうです。

メディアの世界で起きていることと、大学の世界で起きていることは、かなり違う論理で動いていますが、結果は同じところに行き着くことになりはしないでしょうか。

3. 反知性主義？

さて、私たちに今何ができるのか、という問題に戻ります。学者たちはいろいろな形で声を上げました。路上にも出ましたし、メディアにも出ました。組織も作りましたし、個人でも発言しました。

しかし、安保関連法案に限っていえば、法案は通りました。私たちの声は、届いたところもあるだろうし、届かなかったところもある。けれど結果として、止めたいものは止められなかった。

ではこれで終わりでしょうか。そうではない。終わりではない理由は、安保法制の問題が終わっていないということもありますし、かなり押し返した結果、法案の制約を大きくすることに成功した、ということもあります。が、それだけではありません。

私たちの社会は、いま大きくバランスを崩しつつある、そう私にはみえます。個人よりも、公が強くなるような時代が来つつある。ここでいう「公」とは、個人同士が議論や相談によって作りあげる、公共的な空間のことではありません。権力を持ったものが、権力を持たないものを従わせ、その空間を支配するという意味での「公」です。権力を監視し、その暴走を止めるための社会的装置が、次第次第に解除されつつある。

しかも少なからぬ人々がそれを支持している。背後にあるのは、不安定さへの怖れだと思います。経済的な格差、貧困、そして歴史問題や経済競争に起因する東アジアの国々との間の対外的な緊張が、社会を安定化したい、強いリーダーシップをもって、この国のセキュリティを高めて欲しい、という要求を後押しているように思います。

こうした欲求をもつ人たちは愚かでしょうか。

たしかに、あきらかに主権者として、市民としての自分の首を絞めるような改憲を支持するようなふるまいは、理性的とは思えません。テレビや新聞が垂れ流す、政府の主張そのままのメッセージを受け取り、頻繁に露出する与党政治家の顔ぶれに慣れ親しんで、あまり深く考えることなく支持しているという人たちもいるでしょう。

しかし、そういう人たちを指して「反知性主義」の言葉を用い、深く考えない風潮を嘆き、愚か者呼ばわりして遠ざける、あるいは激しく対立する。そうしたふるまいが私には良いとは思えません。

最近、とても印象的な経験をしました。知人と話していて話が国旗国歌の話に及びました。大学で国歌を歌わないことが「恥ずかしい」と述べた、文部科学大臣のニュースが話題になった後のことでした。知人はこう言いました。「国立大学では、国歌を歌って当然だと思う。国立大学は、俺たちの国を支える中枢的な人材を育てる機関だろう。そのために税金が使われている。その国立大で、国の方針に反するようなことを是とするような教育が行われては困る」。

こうした考え方に反駁するのは、それほど難しくはありません。この論裡は「国」という語で呼びながら、政権と国民が構成する社会とを、ごっちゃにしています。政権が道を誤ったとき、国民は被害を受けます。国民のために、政権の指示に反することを行う、ということが当然ありえます。

もう一つ、現在の国立大学には数多くの外国人が所属しています。ヨーロッパでは、大学の起源は国民国家よりも古いです。つまり、大学という仕組みは、そもそも「国」というものの範囲を超えているのです。

たとえば私は日本文学の研究者です。しかし私は日本文学を、日本民族・日本文化の優秀者を称揚するために研究しているのではないし、日本国の文化がますます発展することを目的としてやっているわけではない（発展することは素晴らしいことだと思うので、それを否定しようというのではありませんが）。

その証拠に、私の日本文学の研究仲間は、アメリカ人も韓国人も中国人も台湾人もドイツ人もフランス人もいます。私の指導学生の半分は、留学生です。彼らはもちろん、日本文学が好きで、日本文学が面白い、すばらしいと思って研究している。しかし、別に日本国のためにそれをやっているわけではない。そういう彼らに、国歌を歌わせるのでしょうか？　勘違いしてもらっては困ります。大学は国の枠内にもありますが、国を超えている部分もあるのです。

夏目漱石は小説「三四郎」の中で登場人物にこう言わせました。「熊本よ

り東京は広い。東京より日本は広い。日本より……」「日本より頭の中の方が広いでしょう」「囚われちゃ駄目だ。いくら日本の為を思ったって贔屓の引倒しになるばかりだ」。三四郎が、汽車の中で出会った広田先生の言葉です。私は、この広田先生のセリフが大好きです。

反駁するのは簡単ですが、しかし、私はこの知人とのやりとりが、ずっと気にかかっています。知人は優秀な方で、ある分野の専門職に就いています。誠実で責任感も強い。そういう人物が、こういう論理を使う。日本の国のためを思ってこう言っているのでしょう。真面目で誠実で責任感が強いからこそ、こういう風にいう人たちがいる。「国益」という言葉がキーワードになる時代です。

支持率40％を切り崩すためには、支持者たちを愚か者扱いしては失敗します。愚か者扱いは、相手を理解不能な「他者」にしてしまいます。同時に、自分自身を、その他者と対立する硬直した善玉にしてしまいます。そこには、対話の回路、説得の筋道が、ありません。

4. アラームをどう鳴らすか

最近、私は災害心理学の文章を少し読みました。そこで、面白い言葉に出会いました。「多数派同調バイアス」「正常性バイアス」。なぜ災害時に逃げ遅れる人が後を絶たないのか、そのことを説明するために考えられた、人の認知の偏りを説明するための概念です。なぜ人は逃げ遅れるのか。災害心理学は、〈他の多くの人が逃げないからまだ大丈夫〉〈これはまだ普通の出来事の範囲だ〉という思い込みから、緊急時の避難行動が遅れると説明するのだそうです。私はこの説明に、深く納得しました。

人々に避難行動を起こさせるためには、これは異常事態だ、普通ではない、ということを明確に知らせるアラームを鳴らすことが大事です。私は、すでに日本の政治的状況は非常時に入っていると考えています。目と耳がふさがれつつあり、止めるべきブレーキが無効化されつつあります。「多数派同調バイアス」「正常性バイアス」の中で眠ったようになっている人たちに、目

を覚ましてもらう必要があります。アラームを、適切に鳴らさなければなりません。それぞれの立場で。それぞれの持ち場で。

大学は、学者は、ではどうでしょうか。これから、何を行うべきでしょうか。時間がありませんので、私の考えの要点だけ述べます。学者の発しうるアラームの力の源は、専門性と、権威性です。知識・知見にもとづいた、正確な事実、バランスの取れた見解、広い視野から見た分析を提示する。知的な拠り所としての役割が、求められています。

私がもう一つ重要だと思うのは、アラームを受け取る感受性の養成です。だれもが危機感を持てる大きな警鐘を鳴らせればよいですが、それは簡単なことではない。それよりも、大学にとって重要なのは、社会で起こっていること、問題を抱えていることを鋭敏に察知し、それを周囲と共有していけるような感性と能力を持った人間を育てることではないでしょうか。大学という研究と教育の場は、そのためにできることが多くあります。とりわけ、人文社会科学の知見は、たくさんの考える種を提供できます。

しかし、大学の中だけでは十分ではない。昨年の夏の路上に出た経験のなかで、私だけでなく、多くの大学人が、それを痛感したはずです。

おわりに

大学の知を、社会につなぎ直さなければならない。そしてそのためには、大学人が、社会の知に、もっとつながっていかなければならない。今日、話のタイトルにしました、〈開かれていること〉というのは、このことを指します。大学の知は、もっともっとさまざまなチャンネルで開かれていかなければならない。そしてそれは一方通行であってはいけない。社会の課題、社会の感性、社会の智恵を、大学はもっともっと貪欲に取り込まなくてはいけない。

それは大学人にとって新しい出会いになるでしょう。〈開かれていること〉は、大学の責任であるとともに、大きな喜び、たのしみになるはずです。

山形大未払賃金請求訴訟

財務諸表の見方についての被告側主張の虚構と地裁判決の誤り

山形大学理学部生物学科 教授
山形大学未払い賃金請求訴訟第１次訴訟原告団長

品川　敦紀

専門分野は動物発生学。アフリカツメガエルの体軸確立のメカニズムや初期発生の計時機構を研究している。

はじめに

国立大学法人山形大学において、2012 年 7 月支給分から行われた最高約 10％にも上る賃金の一方的カットに対して、筆者を含む山形大学職員組合組合員 7 人が、労働契約法第 9 条、第 10 条違反により無効として、2013 年 3 月、山形地方裁判所に「未払賃金請求訴訟」を起こした。その後、33 人の組合員による第 2 次提訴（2014 年 12 月 9 日）も行われ、合計 40 人の原告団で訴訟が闘われた。

残念ながら、本年（2016 年）3 月 22 日、原告敗訴（請求棄却）の判決が言い渡された。判決[1] では、富山大の判決と同じく、財務諸表、とりわけ貸借対照表の見方を完全に誤った被告側の主張をそのままなぞった理屈立てがなされていた。まるで、裁判所は、最初から、被告側や文部科学省が嘘をつくはずがないとでも思っているかのように、被告側の荒唐無稽な主張も、何の躊躇もなく正しいとして採用しているように見える。その明らかで重大な誤りとして、少なくとも以下の 4 点があげられるだろう。

(1)　法人の賃金支払能力は、貸方に利益剰余金が枯渇しない程度十分有り、他方、借方に現預貯金や容易に現金化可能な資産が十分あるかどうかで判断されるものだが、貸方利益剰余金に「現金の裏付け」のある積立金があるかどうかで判断されるとの主張。

(2)　貸借対照表の借方と貸方は、それぞれの総額が一致するだけであるにもかかわらず、貸方計上の負債等によって、借方計上の現預貯金、金融資産その他の流動資産の使途が拘束（予定）されていて、他の使途には使えないとの主張。

(3)　利益剰余金とは、保有資産の総額が、負債と資本金及び資本剰余金の総額を上回ったとき、その差額を指すものであり、現金の余剰を意味するものではないにもかかわらず、利益剰余金に「現金の裏付けがあるもの」と「ないもの」という区別があるとの主張。

(4)　現実に、人件費や経費の節約あるいは病院収入の増加などにより利益を上げてきていて、今後も利益を出せる条件があるにもかかわらず、計画通りに業務を行えば損益が均衡するという制度設計を理由に、国立大学法人が利益をあげられない（よって、資金を予定外に使えば回復不能）とする主張。

---

1)山形大学未払い賃金請求訴訟山形地裁判決（全大教 WEB サイト訴訟キャビネット内）
http://zendaikyo.or.jp/?page_id=1123#_3210

本稿は、他単組の判決の多くにも共通するこうした明らかに誤った主張の虚構について、財務会計は素人であり僭越には思うが、筆者なりに事実に基づく論駁（ろんばく）を試みたものである。誤り等ご指摘いただければ幸いである。

私どもの裁判では、他単組による裁判とは大きく異なり、当初より、被告側も、年約 8 億円余の運営費交付金の減額の下で、従前通りの賃金を支払続けるだけの財政的余裕がなかったことを、最大の理由（高度の必要性）として主張し、原告側も、賃金などの重要な労働条件の一方的不利益変更が認められるのは、運営危機を招くような財政的逼迫、資金の欠如があった場合に限ると主張したため、まさに、被告山形大学の財務状況、すなわち、年 8 億円余の運営費交付金の減額の下で、従前通りの賃金を支払えるだけの資金的余裕の有無が争点の中心となった。

被告側は、当初、平成 24 年度（2012 年）の学内予算を示し、賃金支払の原資を捻出しうる予算的余裕のなさを主張しようとしたが、国立大学法人の財務状況については、旧準用通則法、国立大学法人法、国立大学法人会計基準にもとづく正規の財務諸表により判断されるべきとの原告側の主張が受け入れられた。そのため、財務諸表、とりわけ貸借対照表の見方、同表に掲げられている数字の解釈が、争点の中心となった。

1. 国立大学法人の支払い能力判断の視点

上述のように、筆者自身は、財務会計について全く素人であったので、裁判を起こすにあたって故高橋正一公認会計士から、財務諸表の見方について多くのご助言をいただいたが、それらの中でも、法人の支払い能力の判断の仕方についてのご助言は、まさに「目から鱗」であった。

高橋氏によれば、支払い能力の判断にあたっての原則は明快である。すなわち、貸借対照表借方（資産の部）に、賃金支払に充当しうる現預貯金や換金性の高い有価証券などが十分に有り資金繰り上支障をきたさない状況にあるかどうか、また、賃金を支払った場合に、法人の儲けの蓄積を示す利益剰余金を枯渇させないかどうか、である。そこで、平成 23 年度（2011 年）の山形大学の貸借対照表 [2] を見ると、まず、流動資産の部に、現金及び預金が 1,302,531（千円）、有価証券（譲渡性預金等）が 5,600,000（千円）、固定資産の部の中の、投資その他の資産に、投資有価証券（地方債等）1,165,455（千円）、長期性預金が 220,502（千円）あった。これらを合計すると、8,288,488（千円）となる。これは、1 年で 8 億円余、2 年で 16 億円余の運営費交付金の減額による収入減を見込んでも、従前通りの賃金を支払いうる現金化可能資産を十分保有していたことを意味する。また、同貸借対照表純資産の部の利益剰余金を見ると、3,455,138（千円）存在していた。このことは、2 年で 16 億円余の運営費交付金収入減の下でも従前通りの賃金を支払っても、利益剰余金を枯渇させるようなことはなかったことを意味する。

加えて、筆者が情報開示請求により入手した山形大学の平成 24 年度（2012 年）から平成 25 年度（2013 年）の資金残高推移状況 [3] を見ると、大半の期間を通じて 25 億円程度以上の資金残高を有しており、2 年で 16 億円の運営

---

[2] 国立大学法人山形大学平成 23 事業年度財務諸表
http://www.yamagata-u.ac.jp/jp/files/7214/5560/5192/zaimu-syohyo23.pdf
全大教時報 vol.38 No.2 P54 ～ P55.

[3] 国立大学法人山形大学資金残高推移状況（平成 24 年 4 月～平成 26 年 3 月）
全大教時報 vol.38 No.2 P45.

費交付金の減収があっても資金不足が生じる事態はなかったといえる。高橋氏の結論は明快で、これらの数字から判断すれば、被告山形大学には、従前通りの賃金を支払いうる資金的余裕があったことは明らかだ、ということである。当然ながら、原告側もこの線に沿って被告に賃金支払のための財政的余裕があったとの主張を展開した。

2. 貸借対照表借方（資産の部）と貸方（負債及び純資産の部）の関係

(1) 借方費目と貸方費目の間に拘束関係はあるか？

高橋氏を始め、少しでも企業会計を知るものから見れば、資産の保有形態・運用状況を示す貸借対照表借方と、資産の調達源泉（由来）を示す貸方は、それらの総額が一致するだけ（つまり資産＝負債＋純資産）であって、借方各費目と貸方各費目の間に、「借方資金の貸方負債による使途の拘束」などといった特定の拘束関係など、本質的には存在しないというのが常識である。

ただし、「国立大学法人特有の会計」の仕組みから、対応関係がわかる費目もある。それは、被告らが主張する流動資産と流動負債などの関係ではなく、有形、無形の固定資産と、固定負債（資産見返負債、長期借入金など）、資本金、資本剰余金との関係である。国立大学法人は、運営費交付金や寄附金、補助金を原資に償却資産（固定資産）を取得すると、資産見返負債も同額計上され、逆に、償却資産の減価償却に応じて、資産見返負債戻入（架空の利益）が同額計上されることで、資産見返負債も同額減額される。このため、これらの償却資産と資産見返負債は常に同額となるので、対応関係は明瞭である。附属病院では、長期借入金を原資に償却資産が取得されることも多いが、この場合も、取得償却資産と長期借入金の対応関係はわかりやすい（ただし、償却資産の残価と借入金の残額は一致しない場合もある）。そして、法人移行時に各大学が管理していた土地建物等が、国からの現物出資として資

本金に計上されているので、資本金の大半が、有形、無形固定資産の一部に対応していることもわかる。また、利益剰余金、寄附金、補助金等を原資に非償却資産を取得した場合は、会計基準により、資本剰余金に計上することになっているので、資本剰余金の大半と非償却資産の一部が対応していることもわかる。

しかし、流動資産や投資その他の資産と流動負債や利益剰余金などとの関係については、どの資産がどの負債に対応しているかは判別不能であり、ましてや、使途の拘束という関係などありえない話である。単に、負債等の支払期日にその金額の支払予定があるというだけであって、貸借対照日に保有している資金が、当該債務の弁済用に拘束されていて、それ以外の支払に使用できないなどというものではない。支払期日までに入金があり、確実に支払資金が準備できるなら、貸借対照日に資金を保有していなくてもよいのである。

(2) 国立大学法人の支払い能力と貸借対照日における流動比率

被告側は、現預貯金、有価証券等の（流動）資産が、貸方計上の（流動）負債や目的積立金によって使途が拘束されていると、流動資産と流動負債の間の拘束関係の主張を繰り返した。すなわち、借方資産の部に、原告が主張するように、82 億円余の現預貯金、有価証券等の現金化可能資産（流動資産と固定資産分類の投資その他の資産）があるとしても、それらは、貸方流動負債にある運営費交付金債務 1,062,368（千円）、寄附金債務 1,484,809（千円）、預り金 619,210（千円）、未払金 5,328,670（千円）と純資産の目的積立金 717,564（千円）の合計 9,212,621（千円）の債務の弁済（支払）が予定されているから、賃金支払には充当できなかったとの主張である。

この主張は、素人目には一見正しそうに見える。しかしながら、資金の過不足を論じるとき、貸借対照日（3 月 31 日）における資金と債務の比較だけでは不十分で、その後の資金繰りの状況こそが重要なのである。確かに、法人の短期的支払い能力の判断指標として、流動比率（流動資産（1 年以内に

回収される資産）÷ 流動負債（1 年以内に支払期日が来る負債）X100）が用いられ、一般に流動比率 200% 以上の法人は、短期的支払い能力が高いとされている。しかし、国立大学法人の場合、運営費交付金や授業料、診療報酬などの現金収入が定期的にほぼ確実に入ってくるため、実は、貸借対照日（3 月 31 日）における流動比率が 100% を切っていても資金繰りには困らない。実際、平成 23 年度（2011 年）決算[4] で見ると、全国国立大学法人のうち 40 ほどの国立大学法人で流動比率が 100% を切っており（東京工業大 66.7%、東京海洋大 70.4% など）、最低は東京芸術大学の 43.3％であった。流動比率 62.5%（下位 2 番目）であった横浜国立大学は、「平成 23 年度決算について」[5] という文書で、自学の流動比率について、「本学の流動比率は、同種グループ平均を下回っていますが、これは計画的な資金運用を行っているためであり、運営費交付金が通常、年度初旬に第 1 四半期分が入金されること、前期授業料は 4 月末～ 5 月上旬に入金されることから、決算期末を基準とした場合、一時的に流動比率は悪化するものの、資金繰り面では全く問題有りません。」と、至極真っ当な説明をしている。ちなみに、平成 23 年度（2011 年）の横浜国立大財務諸表によれば、筆者らの裁判における被告側主張の「現金化可能資産」と「弁済を要する負債等」の金額は、それぞれ 3,431（千円）と 4,184（千円）であり、前者が後者よりも 7 億円少なかった。

現金化可能資産の使途は弁済を要する債務によって拘束されている、との被告側主張が正しいなら、東京芸術大学や横浜国立大をはじめ、流動比率が 100% を切っている国立大学法人は、使途が予定されている資金を使い込んでいることになり大問題となるはずだが、そのような話は聞いたことがない。こうした事実だけでも、被告側主張の虚構は明らかだが、裁判所は、この事実を完全に無視した。

---

4)国立大学法人等の平成 23 事業年度決算について
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/detail/__icsFiles/afieldfile/2013/03/25/1332186_02.pdf

5)国立大学法人横浜国立大学「平成 25 年度決算について」
http://www.ynu.ac.jp/about/information/financial/pdf/kessanhoukokuH23.pdf

加えて、被告側が弁済を要すると主張する債務には、運営費交付金債務や寄附金債務のように、「国立大学法人特有の会計」により、帳簿上、債務（流動負債）に分類されているものの、実際には1年以内に支払期日が来る訳ではない債務も含まれている。運営費交付債務は、中期目標期間終了時までに事業実施して収益化できればいいものであり、寄附金債務に至っては、山形大学の場合、その残高が年々増加している（つまり、毎年の寄附金収入が支出を上回り続けている）ことから、残高の大半は事実上半永久的に支払期日の来ない余裕資金となっているのである。それ故、被告も、寄附金債務残高相当額を、満期保有目的投資有価証券で運用しているのだが、裁判所は、この事実も、「寄附金を人件費には使用できない」などと、話をすり替えて被告側主張を採用している。

被告側主張の虚構のもう一つは、一方で、弁済を要する債務として未払金（流動負債）を算入しつつ、弁済に充当しうる流動資産として、未収金を完全に無視していることである。この未収金の大半は、未収附属病院収入（診療報酬の支払待ち）であり、1～2ヵ月のうちに確実に現金収入となるものである。実際、山形大学の平成24年度（2012年）資金残高推移状況によれば、平成24年（2012年）4月下旬に入金された2月請求分の病院収入が、平成23年度（2011年）決算における未払金の支払に充当されていることがわかる。この未収病院収入3,059,605（千円）を考慮すれば、被告は113億円もの現金化可能資産を保有していた一方、早々に支払を要する債務は、未払金と預り金等の約60億円ほどに過ぎなかったことになる。仮に、被告側主張の通り、運営費交付金債務、寄附金債務、未払金、預り金、目的積立金に相当する資金を、借方現金化可能資金から全額別途確保したとしても、「支払を要する債務など」92億円余に対して、現金化可能な保有資産の合計が113億円以上なのだから、差引21億円ほどの余裕資金を保有していたことになる。これだけでも2年で16億円余の運営費交付金減額にも対応可能であったことは明らかだ。しかし、被告側は「未収金の回収までに、新たな経費支出もあるから、未収金を賃金支払に充当はできない」などと、ここでは、資金繰りの問題に話をすり替え、裁判所もまんまと騙された（振りをした？）ので

ある。

資金繰りを問題にするのであれば、被告の資金繰り状況を示す平成24年度（2012年）と平成25年度（2013年）の資金残高推移状況において、全期間を通じて、ほぼ25億円以上の資金残高を有し、山形銀行との間に31億円を上限とする当座勘定貸越約定を結んでいたこと、その上、投資有価証券、長期性預金、定期預貯金などを別途14億円ほど保有していたことを考慮すれば、16億円の運営費交付金の減額にも耐えられたとの結論にしかならないだろう。しかし、この資金繰り状況については、被告側は無視を決め込み、裁判所は、「国から負託された事業を実施するために必要となる資産を一定程度利用可能な状態で確保しておく必要があり、また、未収金を回収するまでの間に債務の弁済を行うなどして手元の資産が枯渇するような事態も避ける必要がある」などと、被告側が主張してない事情まで斟酌してやっているのである。

3. 利益剰余金の見方

原告側は、賃金支払い能力を見る場合、賃金支払に充当しうる現金化可能資産が十分存在し、賃金支払を行った場合、資金繰り上問題が生じなく、利益剰余金を枯渇させないかどうかが問題だととしたが、被告側は、これを捉えて、利益剰余金のうち、現金の裏付けのあるものは目的積立金として使途が決まっており、前中期目標期間繰越金などその他の積立金は、「国立大学法人特有の会計により生じた、帳簿上の形式的、観念的利益」であって「現金の裏付けがない」から、これを賃金支払には充当できないと主張し、裁判所もこの理屈に便乗した。

しかし、先にも述べたが、貸借対照表の借方と貸方は、その総額が一致するだけであって、一つ一つの補目が対応する、拘束されている、というようなものではない。利益剰余金も、いかなる名称を付けて区分しようが、直接に、借方記載の現預貯金や有価証券に対応していたり、あるいは、全く対応

していなかったりするものではない。あくまで、当該法人が保有する資産の総額が、負債と資本金及び資本剰余金の総額を上回った場合（儲けが蓄積されている場合）に、その上回った資産額を利益剰余金として計上しているだけである。利益剰余金の全額が現金の余剰を示す訳でないことは、なにも国立大学法人会計に限った現象ではなく、通常の企業会計においても生じうる現象である。そこに利益剰余金があるということは、総資産の余剰があることを意味するのだから、その余剰資産（儲けの蓄積分）の範囲内で、現金化可能資産から賃金を支払うことは、資金繰り上の問題が生じない限り、いっこうに差し支えないのである。

そもそも、「現金の裏付けのある（ない）利益剰余金」と言う表現は、第二期中期目標期間になってから頻繁に使われるようになった表現である。実は、第一期中期目標期間終了年度（平成 21 年度）の決算公表時に、マスコミ等から出された「全国の国立大学法人が、多額の利益剰余金を内部留保している」との批判を受けて、文部科学省主導で、平成 21 年度（2009 年）決算以降、財務諸表注記事項に、「1. 貸借対照表関係 (4) 利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの」や「2. 損益計算書関係 (1) 当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの」を、帳簿上生じた「形式的／観念的利益」として、各国立大学法人に記載させるよう実務指針[6] を改めたのが始まりである。

確かに、利益剰余金の形成に、このような事情が影響していることは否定しないが、賃金支払に充当しうる現金の有無は、資産の調達源泉を示す貸方の利益剰余金の区分から判断されるものではなく、あくまで、保有資産の運用状況を示す借方に現金化可能資産があるかどうかにかかっている。したがって、利益剰余金内の「現金の裏付け云々」の恣意的区別について議論することはまったく無意味なことである。実際、準用通則法第 44 条では、損益

---

6) 国立大学法人会計基準実務指針
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2015/04/10/1289344_06.pdf

計算において損失が生じた場合、積立金があればそれを減額して整理することが規定されているが、その際、減額して整理すべき積立金は、名称、分類による優先順位がないことが、国立大学法人会計基準実務指針第 8 章 Q70－1 に対する A において、以下のように明確に述べられている。

Q 70−1 損益計算上の損失が発生した場合、準用通則法第 44 条第 1 項に基づく積立金（1 項積立金）を充当し、その次に準用通則法第 44 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てるために、使途毎に適当な名称を付した積立金（3 項積立金）を充当するという考え方でよいのか。

A **ある事業年度に生じた損失に関し、当該事業年度末において設問にいう 1 項積立金と 3 項積立金が共に残っている場合、基準ではどちらの積立金を優先的に損失の補填にあてるかについては定められていない。これは当該事業年度に係る損失処理計算書において、生じた損失をどの積立金から填補するかについて個別にその額を明らかにし、文部科学大臣の承認を得ることにより行えば足り、あらかじめその優先順位について一義的に定めておく必要はないという趣旨である。**

文部科学省が独自にあれこれと名前を付けて区分している積立金も、会計基準においては本質的に区別していないのである。むしろ、会計基準に基づけば、区別のつけようがないというのが正確だろう。もし、仮に「積立金に現金の裏付けのある積立金」と「ない積立金」という本質的違いが有り、損失においても、「現金の流出を伴う損失」と「伴わない損失」という違いがあるのなら、会計基準において、「現金の流出を伴う損失は、現金の裏付けのある積立金から、伴わない損失はは、現金の裏付けのない積立金を減額して整理する」などと規定していることだろう。山形地裁は、この事実も完全に無視している。

4. 帳簿上生じた「形式的・観念的利益」とは

ところで、「法人移行時の特殊な会計処理により生じた形式的・観念的利益」とはどのようなものであるか？裁判所は、会計基準実務指針（Q77－3－3のA）を引用し、「法人移行時における固有の会計処理等に起因して、現金の剰余に結びつかない多額の利益が発生している」と事実認定した。

このQ77－3－3によれば、「法人移行時における固有の会計処理等に起因して、現金の剰余に結びつかない多額の利益」とは、

① 附属病院に関する借入金の元金償還額（国立大学財務・経営センター債務負担金の償還額を含み、NTT無利子貸付金の償還額は含まない。）、当該借入金により取得した資産の減価償却費及びその差額
② 法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入
③ 法人移行時に国から承継した未収附属病院収入のうち、債権受贈益として収益計上されたもの。ただし、法人移行時に当該債権に係る徴収不能引当金繰入額を計上していた場合はその額を除く。
④ 法人移行時に国から承継した附属病院に係る医薬品及び診療材料見合いの収益計上額

だそうである。

確かに、①については、一つの長期借入金の償還終了時までは「帳簿上の利益」が積み上がることになるが、償還終了後は積み上がった「利益」と等価の償却資産だけが残るので、減価償却により現金の流出を伴わない「帳簿上の観念的・形式的」費用だけが生じ、現金等の獲得を伴う利益にたいする相殺要因にもなる。

②については、本来、減価償却費として対象設備／機器の更新のために資金の内部留保が認められるべきところ、「国立大学法人会計特有の処理」により、資産見返負債戻入という「架空の利益」が計上されることで減価償却費が相殺された、というだけのことである。例えば、ある償却資産の更新用に利益の中から１千万円分が内部留保されたとき、もしその資産のその年度の減価償却費が１千万円ならば、差引損益０円となるのだが、国立大学法人の場合、ここに資産見返負債戻入１千万円という「架空の利益」が計上されるため、差引１千万円の利益が出たことになった、というだけことである。よって、この②の金額は、そのまま資金の蓄積がなされていたことを意味する。

③と④については、本来、損益に関係のない資本金とすべき所、贈与として取り扱われたため、利益計上されていると言っているいるだけであって、それらは、後日現金等として回収されているものである。

実務指針は、②、③、④については、再投資などのための運転資金のようなものであって「利益」（＝儲け：現金の剰余）ではない、ということを匂わせるつもりで、「現金の**剰余**に結びつかない利益」と表現しているようだが、これらは上記の通り、「現金の裏付けのない利益」を意味するものではない。しかし、裁判所は、この点について、「現金の**剰余**に結びつかない利益」と「現金の裏付けのない利益」を混同したまま、完全な思考停止に陥っているようである。

5. 現金の裏付けとは

そもそも文部科学省がいうところの「現金の裏付け」とは何を意味するのか。

文部科学省は、各国立大学法人決算において生じた利益について、「現金の裏付けのある利益」については、事業の用に供することができる目的積立金として認め、「裏付けのない利益」については積立金として整理するという説

明を行っている。そして、この「現金の裏付け」とは、文部科学省が定義する「使途が特定されていない現金など」の存在を意味し、具体的には、各大学法人が財務諸表とともに文部科学省に提出する「収入・支出決算額調書」[7]という計算書の、「改収入―支出Ｖ」の金額を指す。そして、当該年度損益計算において利益が出た場合、当期総利益（ａ）、収入･支出決算額調書「改収入ー改支出Ｖ」（ｂ）としたとき、（ａ）＞＝（ｂ）のときは、（ｂ）の金額を、また、（ａ）＜（ｂ）のときは（ａ）の金額を、剰余金の繰越承認額としており、利益がでない場合、すなわち、（ａ）＜＝０のときは、剰余金があっても（（ｂ）＞０であっても）繰越承認の対象にしないことになっている。このことは、毎年度文部科学省が全国の国立大学法人等の決算に基づき取りまとめて発表している「国立大学法人等の平成○○事業年度決算について」という文書の別添資料注釈に記載されているとおりである。

この収入・支出決算額調書では、収入として、前年度繰越運営費交付金債務、前年度繰越目的積立金、当該年度運営費交付金交付額、授業料、入学金、検定料、病院収入、雑収入などの自己収入を計上し、支出として当該年度業務費、一般管理費、長期借入金償還、引き当て金当期増加額、期末目的積立金、期末運営費交付金債務を計上し、その差額を算出して「改収入―支出Ｖ」（ｂ）の額としている。

実は、山形大学においては、平成 22 年度（2010 年）決算では、この金額が 1,418,853（千円）だったが、当期総利益が 717,564（千円）しかなかったため、717,564（千円）のみが目的積立金として次年度に繰越が認められ、残る 701,289（千円）は内部留保に回った。翌平成 23 年度（2011 年）決算でも、445,234（千円）の剰余金を出したが、当期に 19,414（千円）の損失を計上したため、目的積立金は認められず、全額が内部留保に回った。

このように「目的積立金」としての繰越承認を受けていないにもかかわら

---

7)平成 16 年度収入支出決算額調書（抄）
（「現金」の裏付けがあり事業の用に供することが可能な額について）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kokuritu/004/gijiroku/07011714/001/002.htm

ず、内部留保化された余剰金については、平成 17 年（2005 年）2 月に発せられた「剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る文部科学大臣の承認等について（通知）」及び「運営費交付金債務の収益化における変更点等について（通知）」に関するＱ＆Ａ」なる文書において、文部科学省自身が、

Ｑ２　年度計画の予算に対する決算に余剰が生じた場合、翌事業年度に繰り越して使用することは可能か。

Ａ　3. 損益計算上の利益が生じていない場合には、経営努力認定を受けることはありませんが、仮に余剰金がある場合、当該余剰金については後年度における物品等の取替更新財源となるものですが、取替更新までの間は必ずしも現金として保有しておく必要はなく、各国立大学法人の判断と責任において他の資産等の取得に充てることが可能です。その場合、損益計算上の費用となる人件費や消耗品費等に充てると、当該年度における損益計算上の欠損（赤字）ともなりかねないので留意が必要です。

と、法人の裁量による使用を認めている。

さて、こうした内部留保化された余剰の現金は、貸借対照表貸方（負債、純資産）のどの費目に対応するのか？本来、対応不能なものであるが、あえて、文部科学省や被告側の理屈に従って推測すると、目的積立金として認められなかった現金等であるから、利益剰余金以外のどこかに対応することになる。「使途が特定されていない現金等」との「定義」からして、「弁済を要する」負債には対応しなかろう。また、資本取引によって生じた現金の余剰ではないのだから、資本金でもなければ資本剰余金でもなかろう。そうすると、対応する費目が貸方になくなる。これは、借方総合計と貸方総合計は必ず一致するという貸借対照表の本質からいって、あり得ない。結局、被告らが「現金の裏付けがない」と主張している、目的積立金以外の積立金（利益剰余金）に対応していると考えれば、つじつまが合う。

6. 前中期目標期間繰越積立金とは

被告側は、被告が有する利益剰余金の大半を占める前中期目標期間繰越積立金について、第一期中期目標期間の終了にあたって、現金の余剰分は国庫に納付することになっているので、繰越が認められた前中期目標期間繰越積立金は、帳簿上生じた「形式的／観念的利益」なのだから、この積立金を取り崩して賃金支払には充当できないなどと主張し、裁判所もこの被告の主張に便乗した。

そもそも貸方計上の利益剰余金の一部である「前中期目標期間繰越積立金」なる費目に、現金の裏付けの有無を求めること自体、貸借対照表の見方を完全に誤ったものであるが、あえて、前中期目標期間繰越積立金と現金の余剰の関係について検討しても、実は、以下に示すように、被告側の主張には、大きな嘘が含まれている。

文部科学省による平成 22 年（2010 年）7 月 12 日報道発表「国立大学法人等の平成 21 事業年度決算等について」[8] によれば、第一期中期目票期間終了年次における次期中期目標期間への繰越承認額と国庫納付額について、次のように述べている。

4 中期目標期間終了時における積立金の処理

（1）積立金の処分方法

● 各大学法人等における中期目標期間の最終年度（平成 21 年度）の決算については、国立大学法人法第 32 条第 1 項の規定に基づき、積立金（＝利益剰余金）のうち、文部科学大臣が承認した金額は第二期中期目標期間へ繰り越し、それ以外の金額は国庫納付することとされている。

---

8) 国立大学法人等の平成 21 事業年度決算等について　別添資料集
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/07/__icsFiles/afieldfile/2010/07/13/1295722_02.pdf

（２）繰越承認額及び国庫納付額

●平成 21 年度（2009 年）末の積立金の額は 3,597 億円であり、このうち文部科学大臣が第二期中期目標期間への繰越しを承認した額は 2,862 億円である。2,862 億円の内訳をみると、会計上の観念的な利益（注）等で国庫納付する現金がないものが 2,466 億円、平成 21 年度（2009 年）に完了予定の事業であるが遺跡の出土等により平成 22 年度（2010 年）に繰り越さざるを得なかったものや、落札業者の辞退等により平成 21 年度（2009 年）にプロジェクト経費が執行できなかったもの等が 396 億円である。

（注）例えば、附属病院整備のための借入金返済額が、対応する固定資産の減価償却額よりも大きい場合における当該差額など。

●残りの 735 億円は第１期中期目標期間における退職手当や契約差金などの不用額等の合計額であり、国庫納付を行った。

すなわち、各国立大学法人における第一期中期目標期間の終了時における全積立金（利益剰余金）の内、国庫納付がなされたのは、**退職手当や契約差金などの不用額等の合計額**だけであって、被控訴人側、裁判所がいう「現金の裏付けがある」積立金のすべてではない。

そこで、山形大学の平成 21 年度（2009 年）決算における積立金の次期中期目標期間への繰越承認額と国庫納付額を見てみた。文科省平成 22 年（2010 年）7 月 12 日報道発表「国立大学法人等の平成 21 事業年度決算等について」別添資料別紙 4「第一期中期目標期間終了に伴う目的積立金の繰越承認について」を見ると、山形大学は、利益剰余金 3,891,583,140（円）に対し、国庫納付額は 1,134,593,697（円）とあり、繰越承認額は、2,756,989,443（円）となっていた。次に、山形大学平成 21 年度（2009 年）貸借対照表において利益剰余金合計を見ると 3,891,583（千円）とあり、附属明細書には、会計基準第 77 第 3 項による（運営費交付金債務の収益への）振替額が 1,134,593（千円）と記載されていた。また、財務諸表注記事項１の（4）には、「利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの」とし

て 3,206,485（千円）と記載があった。

これらの数字から、山形大学が第一期中期目標期間終了時に国庫納付した金額は、会計基準第 77 第 3 項による（運営費交付金債務の収益への）振替額に相当する額であって、利益剰余金総額からこの国庫納付額を差し引いた残額が「前中期目標期間繰越積立金」として承認されていたことがわかった。つまり、被告側が主張する形式的観念的利益であるところの「法人移行時における固有の会計処理等に起因する」利益剰余金 3,206,485（千円）の全額が繰越承認されたのではなかった。

このような国庫納付額の計算方法が山形大学に限ったことなのか、全国立大学法人について財務諸表に基づき調べてみた。その結果、全国の過半の国立大学法人において、平成 21 年度（2009 年）決算における国庫納付額は、会計基準第 77 第 3 項による（運営費交付金債務の収益への）振替額に一致し、利益剰余金総額からこの国庫納付額を差し引いた残額が「前中期目標期間繰越積立金」として繰越承認されていたことがわかった。逆に、次期中期目標期間へ繰越が承認された金額は、平成 21 年度（2009 年）決算における「利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因する」金額とは、まったく一致しなかった。

このことは、平成 21 年度（2009 年）決算において、次期中有期目標期間へ繰越承認された金額に、会計基準第 77 第 3 項による（運営費交付金債務の収益への）振替額相当額以外の、「現金の裏付けのある」利益剰余金が含まれていた可能性があることを意味している。

同様に、被告側が「現金の裏付けがないもの」としていた「前中期目標期間繰越積立金」と 1 項積立金（目的積立金以外の積立金）の合計金額も、「法人移行時における固有の会計処理等に起因する形式的／観念的」利益の総額とは一致していないこともわかった。実際、山形大学においては、 平成 22 事業年度（2010 年）から平成 26 事業年度（2014 年）までの、前中期目標期間繰越積立金と 1 項積立金の合計額（以下、前者）と、財務諸表注記事項記載の「法人移行時における固有の会計処理等に起因する」金額（以下、後者）とを比較したところ、表 1 に示した通り、両者の金額が一見類似している年

度もあるものの、10億円以上もの食い違いのある年度もあった。こうした不一致は、他の国立大学法人においても一般に見られることである。

例えば、平成23年度（2011年）弘前大学財務諸表では、前中期目期間繰越積立金と1項積立金の合計が、6,023,840（千円）のところ、「利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因する」金額は、5,362,708（千円）であり、前者が6億円あまり多かった。また、同年度の高知大学財務諸表では、前者が5,021,058（千円）のところ、後者は5,961,008（千円）であり、前者が9億円あまり少なかった。

表1　山形大学「前中期目標期間繰越積立金と1項積立金の合計額」と「法人移行時における固有の会計処理等に起因する金額」の比較

	前中期目標期間繰越積立金と1項積立金の合計額	法人移行時における固有の会計処理等に起因する金額
平成22年度（2010年）	2,756,989（千円）	3,246,574（千円）
平成23年度（2011年）	2,756,989（千円）	2,861,696（千円）
平成24年度（2012年）	2,386,946（千円）	2,682,692（千円）
平成25年度（2013年）	2,529,164（千円）	2,685,824（千円）
平成26年度（2014年）	1,648,063（千円）	2,805,059（千円）

7. 国立大学法人会計損益均衡原則と現実の損益

国立大学法人会計では、運営費交付金や寄附金は、入金時に、一旦、同額を運営費交付金債務や寄附金債務として計上し、時間や業務または費用の進行に応じて収益化をはかることで、損益が均衡するよう設計されている。また、償却資産を取得した場合、同額を資産見返負債として計上し、減価償却と同時にその同額の資産見返負債戻入という架空の収益を計上することで損益均衡がはかられている。こうした会計処理は国立大学法人特有の会計制度であるが、被告側も裁判所も、こうした制度設計をもって国立大学法人は利益を出せないものと断定し、故に、債務の弁済に要する資金を目的外に使用すれば、その回復は不可能だから、賃金支払にも充当できないと結論した。

では、本当に国立大学法人の損益は均衡し、利益を出せないのか？損益均衡の制度設計が当然に損益均衡を導くのなら、全国の国立大学法人は、特別の事情がない限り、損益なし（0円）でなければならないはずだ。国立大学法人が損失を出すこともあれば、利益を出すこともあることは、言うまでもなかろう。そもそも国立大学法人が業務を中期計画通りに遂行するとは、中期計画記載の入学定員を確保して、必要な教育研究を行うということでしかなく、その業務にかかった人件費や物件費が予定より少なかったり、逆に病院収入が予定より多かったりすれば、当然「利益」も出る。また、大学の本来業務に付随した物品販売や学術指導契約によって利益を生み出すことも可能である。

事実、山形大学の場合、表2に示した通り、本訴訟開始後の3年を除けば、当期総純利益でみても、毎年のように数億から十数億円もの利益を上げている一方、収入支出決算額調書記載の「現金の余剰」でみても、毎年のように数億円から十数億円までの「現金の余剰」を出している。

被告も裁判所もこうした事実は目に入らないらしい。

表２　山形大学「当期総利益」及び「現金の余剰」

年度	当期総利益	現金の余剰
平成 16 年度 (2004 年)	1,735,082（千円）	522,037（千円）
平成 17 年度 (2005 年)	1,019,529（千円）	603,327（千円）
平成 18 年度 (2006 年)	686,891（千円）	313,610（千円）
平成 19 年度 (2007 年)	1,121,834（千円）	649,239（千円）
平成 20 年度 (2008 年)	419,968（千円）	47,602（千円）
平成 21 年度 (2009 年)	975,258（千円）	▲ 353,972（千円）
平成 22 年度 (2010 年)	717,564（千円）	1,418,853（千円）
平成 23 年度 (2011 年)	▲ 19,414（千円）	445,234（千円）
平成 24 年度 (2012 年)	▲ 350,629（千円）	▲ 42,329（千円）
平成 25 年度 (2013 年)	142,569（千円）	▲ 1,023（千円）
平成 26 年度 (2014 年)	▲ 881,471（千円）	▲ 321,448（千円）

おわりに

このように、被告側の主張は、ことごとく、貸借対照表の見方を誤った虚構に満ちた主張であることは、事実を見れば明らかだ。

筆者は、「利益剰余金のうち目的積立金以外の積立金には、現金などの資産の裏付けがない」とか、未払金を考慮しつつ未収金を一切考慮しないなどと、荒唐無稽な主張を、被告側が臆面も無く繰り返してきたのを見ると、被告側は、企業会計について、筆者たち以上に無知なのではなかろうかと疑っている。大学は法人化し、準用通則法に、企業会計を原則とすると規定されているにもかかわらず、被告らは、企業会計をまったく理解しないまま、法人化以前からの単年度現金主義／予算決算主義に基づく官庁会計を踏襲し、決算上、表向き財務諸表を作成、公表してはいるものの、柔軟で効率的な資金運用など毛頭考えもしてないのではないかと疑っている。一旦入金されれば、お金に色や区別はないのだから、柔軟で効率的な資金の運用は本来可能なはずだが、「これは寄附金支払用、これは運営費交付金債務用、これは目的積立金用」などと、1年以内に支払期日が来ないものまで、指一本触れないでとっておかねばならないものと思い込み、借方資金が貸方負債によって使途拘束されている、などという荒唐無稽な主張を平気で繰り返すのだろうと推測する。筆者は、各国立大学法人が、決算終了後財務諸表とともに文部科学省に提出する「収入・支出決算額調書」の作成が、法人化以前からの官庁会計方式による資金の硬直的な取扱を墨守させている元凶の一つではないかと疑っている。

企業会計に詳しくない裁判所も、おそらく、こうした単年度現金主義にもとづく官庁会計の方がなじみやすく、荒唐無稽な被告側主張に簡単にだまされるのだと思う。公認会計士の力も借りながら、被告主張の虚構を暴き、正しい貸借対照表の見方を裁判所に教示することが、今後の裁判闘争にとって極めて重要と思われる。

病院職員の保育環境を支える「大学保育園」の現状・課題と展望

社会福祉法人 緑の丘福祉会　理事・事務局長
難波　忠清

専門は、物理学、プラズマ科学、核融合学。名古屋大学プラズマ研究所を経て核融合科学研究所を 2005 年に定年退職し、現職。

全大教病院協議会総会「学習会」（2016 年 2 月 28 日）より

はじめに

ただ今、ご紹介いただきました難波です。よろしくお願いします。本題に入る前に少し自己紹介をさせていただきたいと思います。ご紹介いただいた肩書きだけを見ますと、社会福祉法人の理事をしていて事務局長なので、さぞかし毎日のようにこの事務所に来て仕事をしているだろうと思われるかもしれません。しかし、実はそうではありません。簡単にいえば、ボランティアでお手伝いをしていると考えていただければイメージしやすいと思います。

私の本職は、もともとは名古屋大学の教員をしておりまして、しかも全然保育と縁もゆかりもない理系の物理の研究所におりました。もう定年退職しまして、今年誕生日を迎えますと後期高齢者になります。うんと昔ですけれ

ども、実は私の長女が生まれた時、正確に申しますと長女がおなかにできた時に、「何とか保育所に！」ということで保育所運動を始めて、私は逃げ足が遅いものですから、ずっと45年間そのままやっております。

こういうところへ呼び出されたのには理由があるのかもしれません。もうほとんどの人がご存じないかもしれないのですが、この全大教という組織が、その昔、日教組大学部と言っていた時代なのですけれども、その時代は毎年大学関係の保育所交流集会をやっていたのです。その保育所交流集会自身は日教組大学部医大懇の中の保育所関係者の集まりで、そういったものをしなければいけないという話になって作られたのです。

そこへ、毎年のように参加していました。集会もだんだん大きくなって、日教組大学部の執行部で、これは専門の人を置かなければいけないという話に何となくなり、そこで、私が日教組大学部の保育所の専門委員を頼まれ、長年務めておりました。その関係で、当時は、日教組大学部から給料をもらったわけではありませんけれども、かなり頻繁に呼び出されたりしていました。

ですから、今日お集まりの皆さんのところでは、新潟大学の「あゆみ保育園」だったと思うのですが、出向いてお話しをさせていただいたことがあります。それから徳島大学へもお邪魔しました。ほかにも、東北大学や九州大学、山口大学にも一度行ったような気がします。そういったことをずっとやってきました。

そういう立場で、決して私は保育や福祉の専門家ではありません。けれども保育所運動にずっと関わってきたので、現在も「緑の丘福祉会」、これは名古屋大学の中にある2つの認可保育所を含む全部で4つの保育所の運営に関わっている訳です。

まず、今日のお話しをするにあたって、皆さんがどの程度保育所に絡んでいらっしゃるかというのはよくわからないままに、少し基本的なところから話をということでしたので、そもそも保育所とは一体何なのかというところから始めさせていただきます。

「児童福祉法」、「子ども・子育て支援法（新制度）」について

保育所というのは、子どもが生まれて、働かなければならないので子どもを預けるところ、と思われています。それで正しい理解であると思うのですけれども、一応、法律上は児童福祉法で定められています（図1）。児童福祉法ですから、これは親が労働するかどうかということではなく、労働であるとか病気だとかで子どもが放置されたときに、その子どもに対してどうすべきかを決めている法律です。

その観点からして、そういったときに子どもをきちんと保護する施設が保育所です、ということがうたわれています。図1の一番下の行の「当該児童を保育所において保育しなければならない」とあります。誰が、というと「市町村が」と書いてあるのです。

市町村はきちんと保育をしなければならないというのが法律上の縛りです。要するにしてもいいとか、するように努めなさいではなくて、しなければな

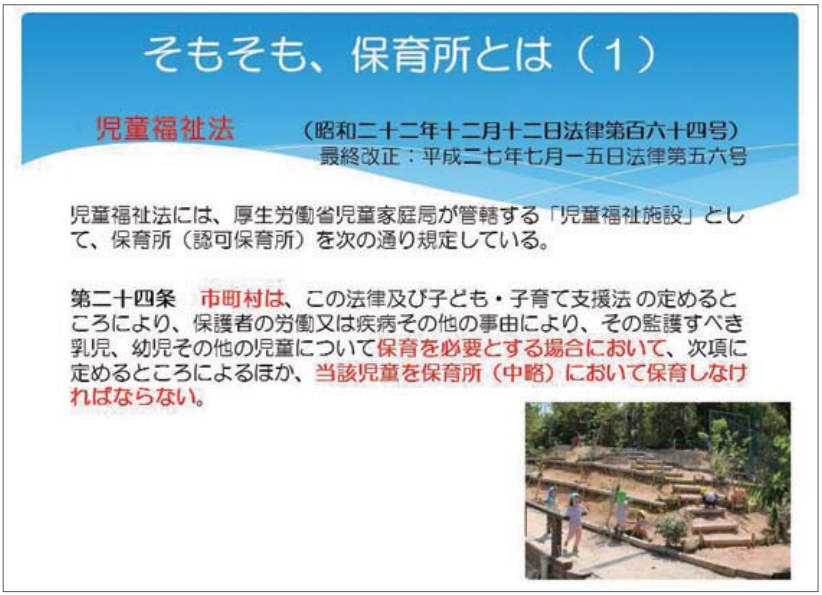

図１　「そもそも、保育所とは（1）」

らない、というのが児童福祉法です。これが第２項以降に、しかし例外的にはこうしてもいいとかああしてもいいとかいろいろ書いてあるのですけれども、原則はしなければならないことになっています。

では、今のは児童福祉法ですけれども、社会福祉法というのがもう一つありまして（図２）、こちらには社会福祉をするどんな事業があるのか、ということが決められております。

例えば、介護、あるいは子どものことで言えば、親がいない、虐待を受けた等で保護しなければいけないといったところです。このような入所施設は、第一種社会福祉事業です。保育所等というのは第二種社会福祉事業と定義されています。ここにあるようなものを保育所といいます。今は保育所まがいのものが多くて、町の大きなターミナルを出たらあちこちに保育所だとか保育園だとか看板がかかっていますけれど、ほとんどがここに言う保育所ではないものです。法律上それらは全部保育施設と呼んでいます。施設であることには変わりはないので保育施設と呼んでいますが、保育所というのはここ

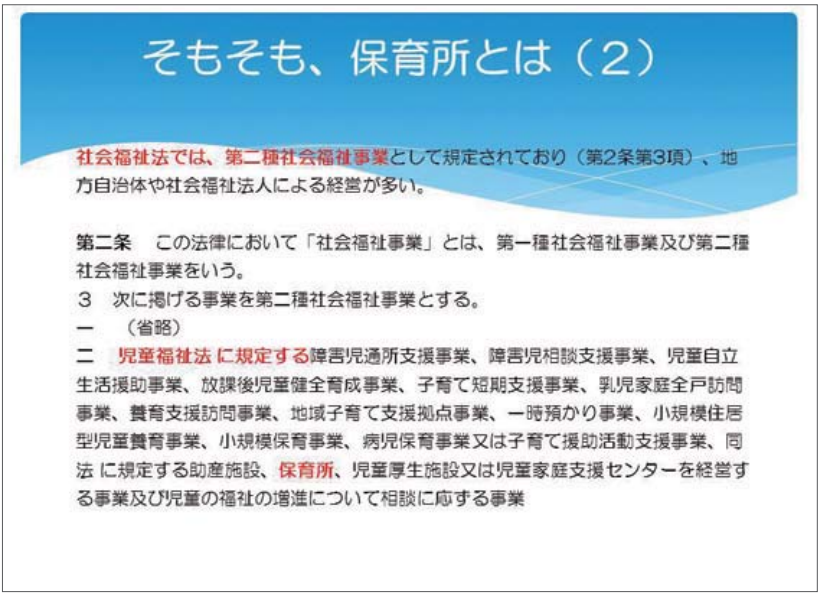

図２　「そもそも、保育所とは（2）」

に書かれたものを言います。

さて、今年度（2015 年度）4 月から、「子ども・子育て支援法」という法律が施行されました（図 3）。厚生労働省が出しましたハンドブックを見ますと「幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく」と、そのために保育所の整備をしたりといろいろありまして、消費税の増税を行って 10% に上げた時にはその中から毎年 7,000 億円を充てますと。

これは私の言葉ではなく、ハンドブックに書いてあるからこう書いただけで、実際にどうやってくれるかは分かりませんけれど、これをするために子ども・子育て支援法を今年度はじめから実施しております。

皆さん実際に保育園に子どもを預けられたりしていらっしゃるでしょうけれども、実はこの制度、どたばたで始まっています。本質的な問題がたくさんありますし、決して子どものためになっているとは考えにくく、この制度は株式会社を保育の分野に参入させるために作った法律のようなものと言え

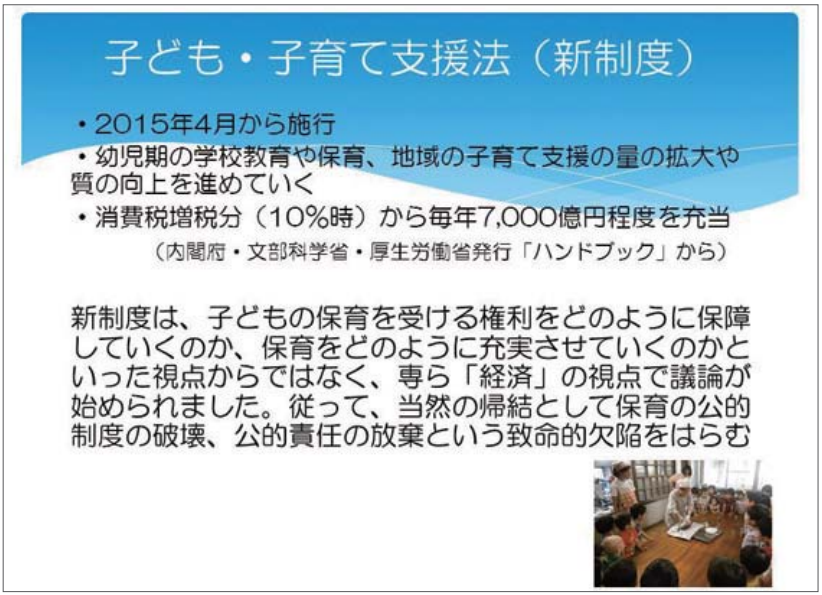

図 3 「子ども・子育て支援法（新制度）」

るでしょう。

先ほどお見せしました児童福祉法に、何が書かれているかというと（図1）、「第二十四条　市町村は、この法律及び子ども･子育て支援法 の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項 の認定を受けたもの及び同条第九項 の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない」と書かれているのです。つまり、市町村は保育をしなければならないとなっているのです。実はこれを作るときに、まだ案の段階では全部削ってあったのです。そんなことは無しにしましょう、義務は課さないということにしましょう、と。義務を課さなければ何がいいかというと、お金がなければそれはやらなくてもよろしい、となるからです。それを保育関係者の反対で復活させています。

あとでも述べますけれども、皆さんも待機児童が多くて困っているという話は、新聞にもよく出ているのでご存じだと思います。待機児童というのは、入所を申請したけれども入れなかった子どもたちのことをいうのですが、市町村は入れる義務がなくなったら待機児童が一挙にゼロになるのです。実際には待機児童でも入れる義務がないので、待機児童が居ても居なくても、市町村にしてみれば義務がないから待機児童が一挙にゼロになる。実際には、これだけ待機児童がいるので市町村はどれぐらいの数の保育所を作ればいいかという目標を定めるためにも必要なのです。したがって、入れる義務がなくなったならば、そのようなものをいくら作ればいいかということを考える必要がなくなるという意味で待機児童が一挙にゼロになるということなのです。「待機児童」という概念が意味を持たなくなると言っても良いかも知れません。

と同時にこの法律どうしても作りたいということで、つまり消費税との関係もあってどうしても作らなければいけないということで作りました。ただし法律はできたのですけれども、いろいろな運用細則の類いの法令、省令はできていなくて、通知などもほとんど１年経過したつい先日きたとか、昨年

の４月にやっていなければいけないことを今ごろになって通知が来ているという、相当ドタバタで進んでいるのがわかります。

では、その新しい法律の中でどのような保育施設があるのかということを見てみます（図４）。真ん中の少し大きく書いている左側に幼稚園がありますね。これは従来からある幼稚園です。それから右側に保育所とあります。これもだいたい従来からある保育所です。当初、こんなものは両方なくして上にある認定こども園と一括りにしたいということだったのですが、どちらかといいますと幼稚園の側からの反対が強くて、従来のままということで残りました。片方が残ったので、もう片方も残ったということなのです。幼稚園のところだけ枠からはみ出していますね。この新しい制度は、基本的に厚生労働省の管轄ですが、幼稚園は文部科学省の管轄です。したがって、枠からはみ出してしまっていますね。日本の特徴として、教育と福祉では、教育のほうが重視されているようです。何となく高いといいますか、位置づけが高いのです。

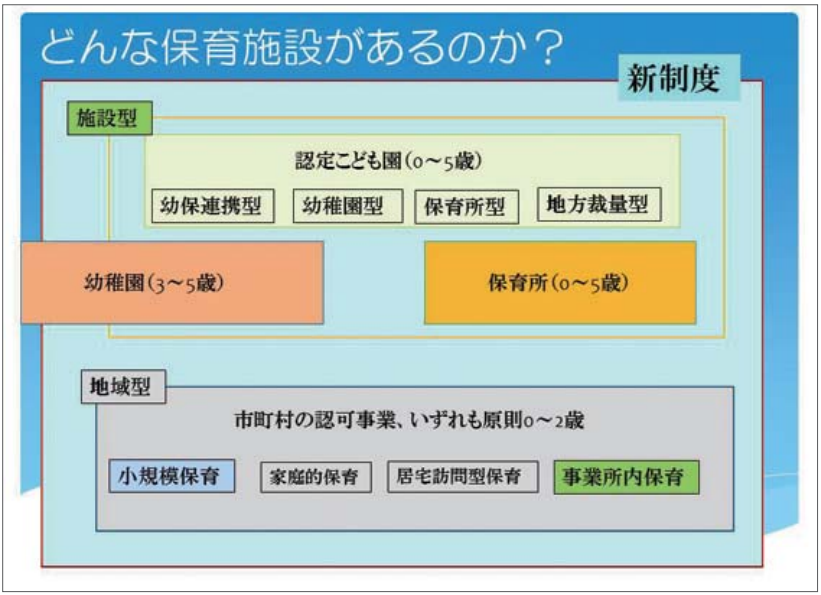

図４「どんな保育施設があるのか？（1）」

その一番分かりやすい例が、幼稚園の先生と保育所の保育士の給料は全然違います。これは、教育職と福祉職なものですから全然違う、ということです。幼稚園のほうは、やはり文部科学省の管轄下で残っていた方が格が高いし、待遇も良いということで残っております。

それから図４の下をご覧ください。新たに地域型というのができました。その中には小規模保育、つまり小さい保育所をいっぱい作りましょうということです。それから家庭的保育、居宅訪問型保育があります。居宅訪問型保育とは、保育士が子どもの家を訪れて保育します。それから事業所内保育も入ってきました。

それ以外に、子ども支援制度と私たちは簡単に読んでいますが、子ども・子育て支援法の中には「地域子ども・子育て支援事業」（図５）というのがいっぱいここに組み入れられました。下から３つ目の「放課後児童クラブ」、要するに学童です。学童もこの中に組み込まれました。したがって、社会福祉法人のわれわれのところでも、われわれの政策として学童保育所を経営し

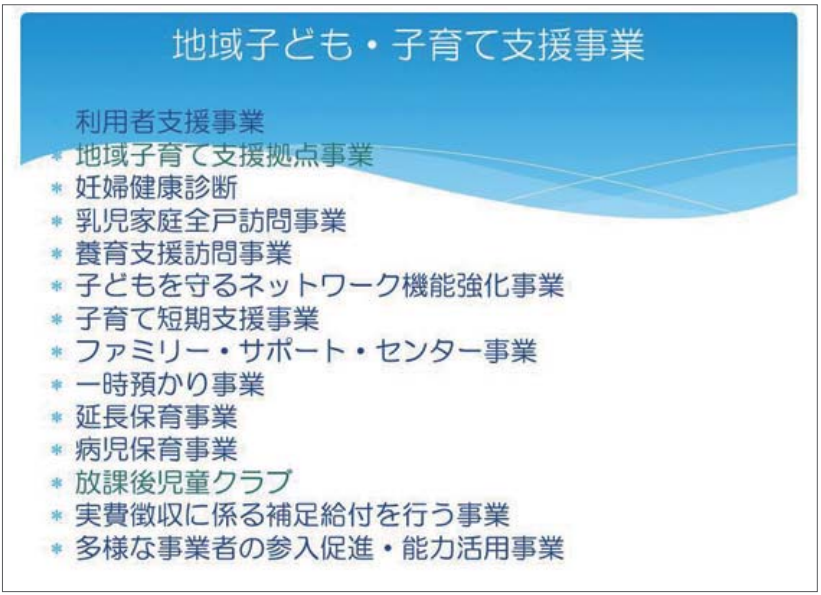

図５　「地域子ども・子育て支援事業」

ようと思えば法律上はできることになりました。実際に学童を経営している社会福祉法人はたくさんとは言いませんけれど一定の数あります。

上から２つ目に「地域子育て支援拠点事業」というのがあります。名古屋市の場合だと、各区で２つぐらいの園が実施しているのですが、お子さんが保育所に入所はしていないのだけれど、地域で孤立してはいけないので保育所を開放しています。子どもたちは、ほぼ毎日のように来ます。保護者と一緒にいらっしゃるのですけれども、保育所で遊んだり、クリスマス会や七夕といったイベントの時は食事を提供するときもあります。普段は一緒に遊んで、本を読んだり、散歩をしたりしています。お母さんに対しては、離乳食の作り方とかを教えたりもします。これは拠点事業といいまして、全部の保育園がやっているわけではないのですが、こういった取り組みも支援制度の中で位置づけられるようになりました。

保育所が、いま抱えている問題

現在、保育園が抱えている問題点というのは、いろいろなことをお話ししたいのですが、今日は２つだけに絞りたいと思います。

一つは待機児童の問題、もう一つは保育所の人材不足です。これは保育所のと書きましたけれども、保育園には、保育士だけではなく、栄養士、調理師、それから看護師も必要なのですけれども、それが募集しても募集してもなかなか集まらないという状況です。こういったことについて少しお話ししたいと思っております。

まず、皆さんが年齢的に子育て世代かどうか分からないのですけれども、ご自分の子どもあるいはその子、つまりお孫さんを保育園に入所させたい、私が言います保育所はいわゆる認可保育所のことなのですけれども、そこに入所させるためには市町村へ申請し、そして認定をしてもらわないといけないのです。確かにあなたは仕事をしている、あるいは病気で子どもの保育を家庭ですることができないので保育所に預ける必要があるということを認定

してもらう必要があるのです。いまの新しい法律の下では１号認定、２号認定、３号認定とあります（図６）。

１号認定というのは昔で言うところの幼稚園です。３歳以上の子どもであって、これは教育認定と言っているものです。２号認定というのがいわゆる普通の保育所、つまり認可保育所に入ることなのですけれども、これを２号というのが３歳児以上です。それから３号というのは３歳児未満という、それだけの違いです。保護者の労働や疾病などで家庭において保育が困難な子どもということになっております。

実は認定というのは、してもらった、ただしこれは単にはじめの一歩であって、認定をしてもらったのですぐ入れるというわけではありません。認定自身は働いているという証明書等があればもらえるのです。比較的簡単にもらえます。ほかの、例えば公害病の認定のように非常にハードルが高いわけではありません。ただ認定をされたから入れるかどうかはまた別の問題なのです。受け入れる側のキャパシティー、容量が決まっているものですから、

支援を受ける（保育所などに入所する）子どもの『認定』

保育所に入所させるためには、まずは市町村の「認定」を受ける必要がある

認定種別	認定区分	施設・事業
1号認定（教育）	満3歳児以上就学前 2号認定以外	幼稚園・認定こども園
2号認定（保育）	満3歳児以上就学前 保護者の労働、疾病などで、家庭において保育が困難な子ども	保育所・認定こども園
3号認定（保育）	満3歳児未満 保護者の労働、疾病などで、家庭において保育が困難な子ども	保育所・認定こども園・小規模保育など

図６　「支援を受ける（保育所などに入所する）子どもの『認定』」

入れない。申請することはできるけれども受け入れてもらえるかどうかは分からない状況です。実は、入所には「利用調整」（図７）が行われているのですが、このとき、どういう基準で調整するかについては、各自治体によって

表１　「名古屋市『利用調整基準表』一部抜粋」※全２ページ URL ↓
〈http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/cmsfiles/contents/0000000/409/riyochoseikizyunhyo.pdf〉（※「調整指数」は２ページ目に記載あり）

保育の必要な事由等	保護者が保育できない理由・状況		ランク	その他の世帯状況
居宅外就労（外勤・居宅外自営）	1日4時間以上かつ週4日以上の勤務に該当する場合	1週40時間以上勤務	A	【ランクアップ項目】①については3ランクアップします。②～④については各項目1ランクずつアップします。①～④の複数に該当する場合は最高で3ランクまでアップします。その範囲内で上限に達した際は、1ランクを2点とし、調整指数に読み替えます。①ひとり親世帯等 ②既にきょうだいが利用している施設への申込 ③家庭保育室・乳児専門保育所・準乳児専門保育所・小規模保育事業・家庭的保育事業等の卒園児 ④生計主宰者の失業
		1週30時間以上勤務	B	
		1週24時間以上勤務	C	
		1週16時間以上勤務	D	
	1日4時間以上かつ週4日以上の勤務には該当しないが、月64時間以上働いている		F	
	就労予定		(※1)	
居宅内就労（内勤・居宅内自営） 居宅外就労（居宅外自営協力者）	1日4時間以上かつ週4日以上の勤務に該当する場合	1週40時間以上勤務	B	
		1週30時間以上勤務	C	
		1週24時間以上勤務	D	
		1週16時間以上勤務	E	
	1日4時間以上かつ週4日以上の勤務には該当しないが、月64時間以上働いている		G	
	就労予定		(※1)	
産前産後	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する		H	
病気・けが	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合		A	
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合		B	
	通院加療を行い、月16日以上かつ週16時間以上の安静が必要で保育が困難な場合		D	
	通院加療を行い、月16日かつ週16時間に満たない安静が必要で保育が困難な場合		H	
障　害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛護手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時困難な場合		A	
	身体障害者手帳3級または精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合		B	
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合		D	
親族の介護	臥床者・重症心身障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ週40時間以上保育が困難な場合		A	
	病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合		C	
	病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週16時間以上保育が困難な場合		E	
災害復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている		A	①～④は優先順位ではありません。
通　学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間以上就学している		E	
求職中	求職中		H	
育児休業中の利用（3歳以上に限る）	当該年度復帰予定の復帰時点前月まで		(※2)	
	翌年度以降の復帰		H	
その他	児童福祉の観点や児童の発達支援のために、社会福祉事務所長が特に必要と判断した場合		(※3)	

(※1)就労予定の場合は就労時点就労実態に基づくランクから2ランクダウンします。
(※2)復帰当月時点就労実態に基づくランクから2ランクダウンします。
(※3)当該児童・世帯の状況に応じてランク、利用先を社会福祉事務所長が別途判断します。

微妙に違っていますが、だいたいよく似ております（表 1）。

ランクは A、B、C、D、…、H ぐらいまでありますが、現状で言いますと、とにかくキャパシティーが少ないので、H のランクになるとほとんど入所が不可能です。上のほうでないと駄目です。

大学の職員でフルで働いていらっしゃる方は、A ランクなのでまだいいのです。待機児童で皆さんの周りでお困りの方がいらっしゃるとするならば、いまで言う契約職員とか短時間契約職員とか、そういう方々はだいぶ低いランクになってしまいます。そうするとなかなか入れません。

私たちの周りでは、病院のドクターで入れない人が続出しています。なぜかといいますと、例えば名大病院にフルでお勤めの方だといいのですが、名大病院には週 3 日くらい出てきて、それ以外の日は別の病院に行っている、あっちの病院こっちの病院に行っている。そうしますと、どうしてもランクが下がりまして、入れてもらえないというケースが出ているようです。同じランクで並んだ場合はどうするかと言いますと、「調整指数」※というのがあ

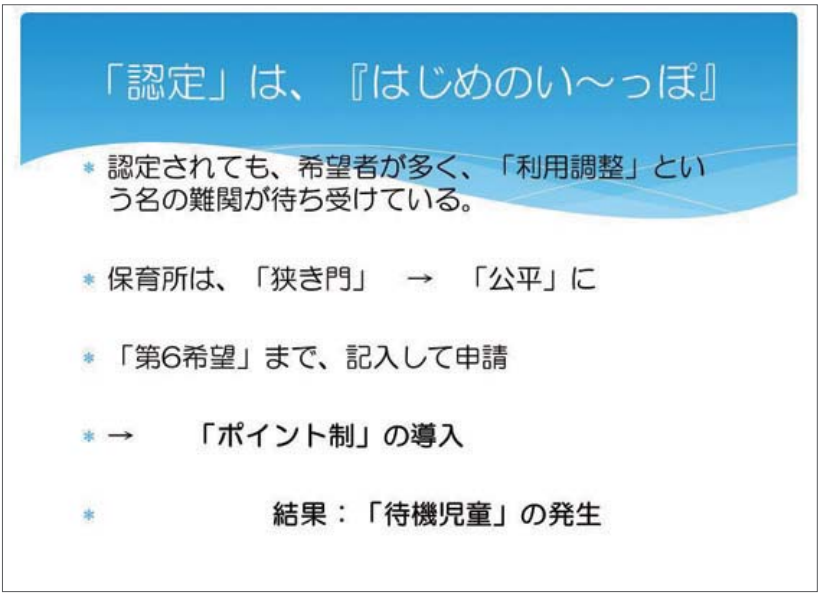

図 7 「認定」は、『はじめのい～っぽ』

り、たくさん項目がありまして、これがあったら点数を加算をするとか、逆に減点もあります。確かに入所は必要だけれども、とりあえず認可外へ実際に預けている場合は、マイナス１点とかになります。そういう形で調整しているのです。

行政の言い分は、税金を使って入れるのだからきちんと公平に入れましょうということで点数制になっています。これで困っているところがいっぱい出てきて、狭き門になっているのです。

希望は、第６希望まで書かされます。すると、自宅や職場からかなり遠く離れたところでも書かざるを得なくなります。例えば病院職員の場合には、特に勤務時間の関係で預けられる保育所は限定されますので、どこでもいいわけではなくなってきます。名古屋市で言えば、名大病院は昭和区にあるのですが、勤務先から自宅からも不便な北区や港区など、あちこち書かないと駄目だとか、あるいは先ほどの図４の下のほうの地域型という小規模保育だとかあるいは家庭的保育だとか、そういったところまで全部書かざるを得な

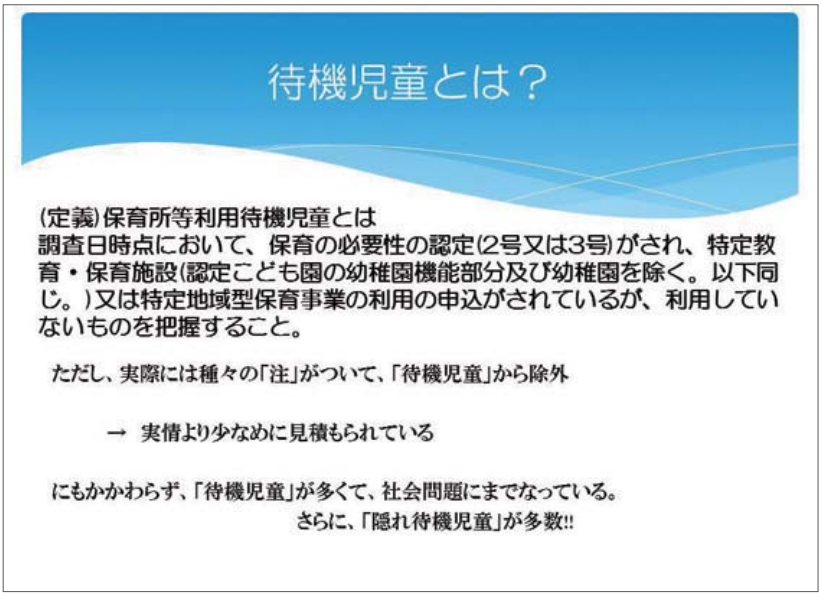

図８ 「待機児童とは？」

い状況が出ています。

結果として待機児童も発生せざるを得ない。需要と供給でその供給が追い付いていないわけですから待機児童が発生しております。

待機児童とは（図 8）、保育所等利用の待機児童がきちんと定義されております。「調査日時点において保育の必要性の認定」、これは 2 号か 3 号です、1 号の幼稚園はカウントしておりません。2 号か 3 号で申し込みをしているのだけれど利用していないものを把握する。

ここで大事なことは待機児童の数（図 9）、困っている人の数を把握することが目的で把握しているのです。先ほど最初に言いました児童福祉法 24 条で入れなければいけないと言っているので、それがために把握しなければいけない。そのために待機児童を把握しております。そうはいっても、実際に待機児童数の対象者ですが、こういう状況にある人はカウントしないということが起きています。例えば、いったんここに入りなさいと勧められたけれども、保育時間の関係で無理だと言って断った場合、それはあなたが勝手に

図 9 「待機児童数」

断ったのだから待機児童ではありません、ということで省かれてしまいます。

それから、下の子どもの育休を取っている場合、上の子どもを認可保育所へ預けたいと言っても、それは駄目という自治体が結構あります。育休を取って家にいるのだから上の子どもは自分のところできちんと面倒を見なさいというのがあります。もともと入っていた認可保育所を退所させるケース等、いろいろな理由をつけて待機児童を減らそうとしているわけです。

これだけやっても待機児童が多すぎるので、社会問題になっています。待機児童がどれだけいるかというと今年のところで23,167人、これは全国です。確かに空き定員があるところもあるのです。子どもの数が少ないところも実際にあります。地域的な偏り、日本全国だとこうなりますけれども、過疎地では定員が空いているところもあります。

だけど日本全体で見れば、保育所は全く足りていません。図10を見ていただいたらびっくりするのですが、2001年に待機児童ゼロ作戦が始まりました。同時に、厚生労働省は待機児童の定義をそれまでのものから変更しま

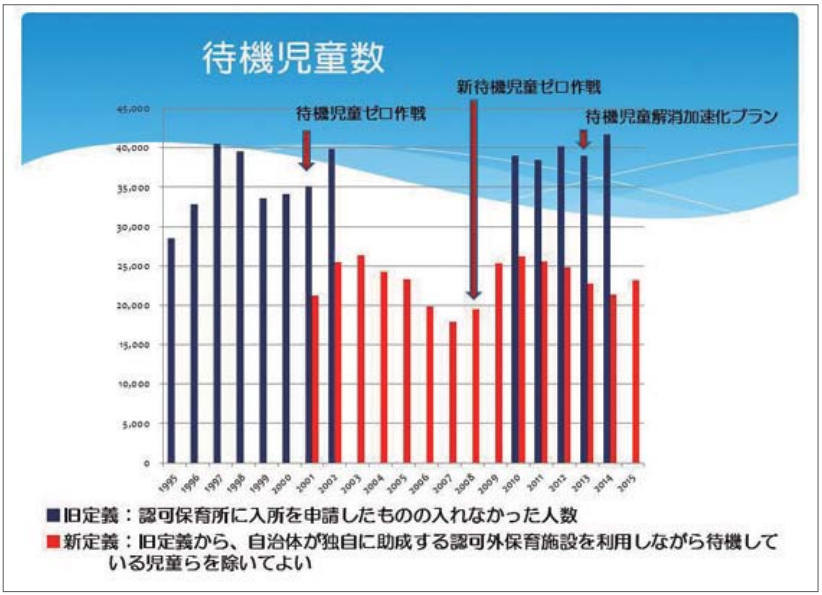

図10 「待機児童数」

した。待機児童をゼロにしたいということでやったのです。黒いほうのセルが旧定義の数で、赤いセルは新定義となっています。普通、統計を取る時には定義を変えずにずっと何十年と同じ定義でやらなければいけないのに、定義を変えたものですからそこで一挙に下がったのです。つまりこれまでは待機児童にカウントしていた人たちも、あなたは待機児童ではありませんとしてしまったものだからこれで一挙に減ったのです。したがって、現在表向きで公表されているのは赤のセルで作成されたグラフです。

ところが厚生労働省もきちんと旧定義によるとこれだけになるということを把握してはいます。かっこいい政策として、待機児童ゼロ作戦があって、新待機児童ゼロ作戦がもう一回ありまして、現在、待機児童解消加速化プランが進んでいるところです。2016 年 1 月 13 日でしたか、衆議院予算委員会でこれが取り上げられまして、安倍首相が答弁に行き詰ったところがあります。

安倍首相が何を言ったのかといいますと、アベノミクスで就業者数が 90 万人増えました。したがって、当然ながら保育を必要とする子どもも増えた。これは、アベノミクスが進んだ証拠であって、大変だけれどもこれはうれしい悲鳴です、ということを言ったのです。それに対して、質問が二つありました。増えたのは就業率にすぎず、しかもどこが増えているか、就業者数は 5 歳単位でカウントして統計を取っていますので、25 ～ 44 歳ぐらいまでの子育て世代の就業率は増えたのですが、実際の就業数はここ数年ほとんど横ばいで、2014 年から 2015 年にかけては、わずかですがむしろ減っているのです。それで、待機児童が増えたとうれしい悲鳴を上げているとは何事かと。現場では「悲しい悲鳴を上げている」のだと。 安倍首相の最後の答弁は、質問の事前通告に数の問題は入っていなかったので、調べますと言って終わったというお粗末な結果でした。待機児童というのは、国会でも取り上げられるぐらい重要な問題になっております。

待機児童数の集約は、先ほど少し言いましたけれども、すべて市町村の責任なのです。したがって市町村によって違います。待機児童の大きな定義は一緒なのですけれども、例えば、保育ママを利用している場合、世田谷、横

浜、大阪、名古屋などは全部カウントしていません（図 11）。ベビーホテルなど認可外の施設を利用しているのは、だいたいぜんぶ待機児童に入れています。

それから、幼稚園も実は預かり保育をやってくれているところがないわけではありません。それを利用していれば、待機児童にはカウントしませんとか。育休を延長した、というのをカウントするところとしないところがあります。求職中で入園申請している場合は、ほとんどどこでも待機児童としています。

まだ就職はしていないけれども、職を探しているところ、ただこれはほとんどがハローワークできちんとやっている人だけです。自宅でインターネットで一生懸命職を探している人が多いですけれども、それは待機児童とは見なさないところもあります。というようなことです。

特定の保育園を希望していたけれども辞退しているとか、預け先が見つからなかったため仕事を辞めたとかいろいろなケースを○とか△とか × とか

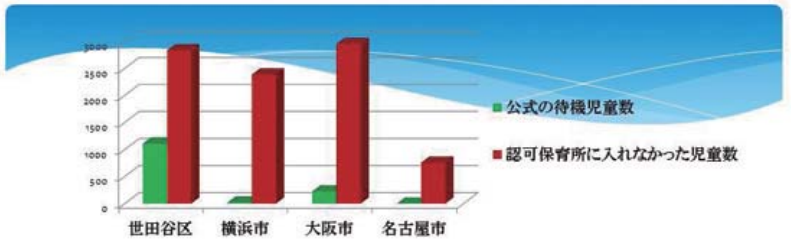

	保育ママを利用	ベビーホテルなどその他認可外を利用	幼稚園の預かり保育を利用	育休を延長した	求職中で入園申請している	自宅でネットや情報誌を使った求職中で入園申請している	特定の保育園を希望し他を辞退している	預け先が見つからなかったため仕事を辞めた
世田谷区	×	○	×	○	○	○	△	○
横浜市	×	○	△	×	○	×	×	−
大阪市	×	○	○	×	○	×	×	△
名古屋市	×	△	△	×	○	○	×	○

図 11 「公式の待機児童数と認可保育所に入れなかった児童数」

あります。これは自治体ごとで違うのです。

図 11 にある緑が公式の待機児童数で、赤が実際に保育所に入れなかったという旧定義で集約したものです。これだけ差があります。横浜は 4 年ぐらい前までは、待機児童が日本で一番多い都市でした。政令指定都市の中で、一番多かったのです。それがゼロになったと言っていますが、実際は、隠れ待機児童がこれほど多くいるのです。名古屋は私の地元ですけれども、今年度の初めにゼロになったと言っていましたけれども、実際には今年度（2015 年度）10 月ですでに 100 人単位でいます。たいてい年度初めは、がたんと減るものなのです。というのは、何人かが卒園をして小学校に入りますので、その空きを一度に受け入れる関係でたいてい減ります。それが、年度途中でどんどん増えていくというパターンとなっています。4 月でゼロだったのが 10 月 1 日で、名古屋市内で 100 人を超えています。実際は、数百人だったと思います。一つの区だけで数十人いると言われています。

こういう待機児童のいる市町村は昨年と比べて 36 増えて 374 あります（図

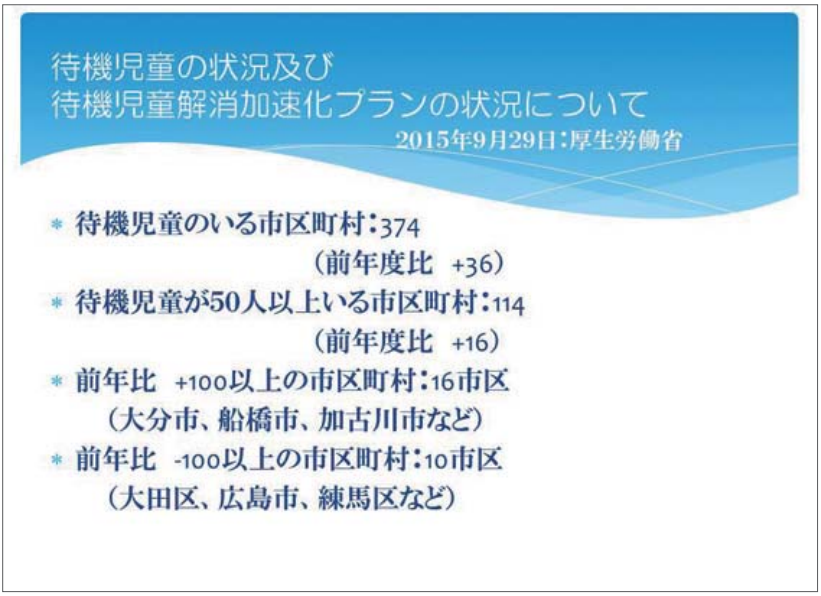

図 12「待機児童の状況及び待機児童解消加速化プランの状況」について

12)、今一番多いのは世田谷区です。世田谷区は 1,182 人で、200 人以上いるのがこれだけあります（図 13）。

世田谷区については、区長の意見がありまして、ただ待機児童を減らせばいいというのもではなく、保育の質が大事なのだとおっしゃっていまして、同じ作るのであればできるだけまともなものにしたい。そのために無理やり人為的に数を減らすということはやらないほうがいいのではないかということで多くなっています。世田谷区は待機児童数が多いのは事実ですが、少なくとも数を正しく把握しようという意味で、正しく行っていらっしゃると私は思っております。世田谷区長の保坂展人氏は、インタビューに対して「世田谷区が一貫してこだわっているのは「保育の質」の確保です。量的拡大のためには、『質』がついてこなくてもいい、という立場は取りません」と答えていらっしゃいます（週刊朝日のインタビュー記事による）。

それから保育所の数（図 14）ですけれども、今年度（2015 年）は新制度が始まりました関係で保育所の数がむしろ減っております。しかし、先ほど

図 13 「待機児童数が 200 人以上の地方自治体」

図 14 「保育所等数の推移」

図 15 「保育所等定員数の推移」

お見せしたような図4にある幼保連携型だとか、いろいろなほかのところが増えたことで『保育所等』の数は増えております。一番上の黄色い部分は、これまでは保育所と見なさなかったものを見なしたものですから、見かけ上、増えたことになっております。保育所の定員（図15）はこのように増えてきております。

次に、保育士の不足（図16）の問題について、少しお話しします。これは、有効求人倍率を保育士だけについて見たところですが、だいたい1を常に超えております。統計が私の手元に2013年度までしかなく、今年度の分はまだ出ていないようですが、ほぼ1.5を切ることはない感じです。それぐらいが保育士不足の実態です。保育士の有効求人倍率は1月が一番多いのです。

実際に保育士資格を持っている人が、なぜ就職をしないのか。保育士資格を持っている人はたくさんいるのですけれども責任の重さとか、事故の不安、それから就業時間が希望と合わないとかいろいろあります。図17と図18はアンケート結果です。一方、賃金が希望と合わないというのが非常に多いで

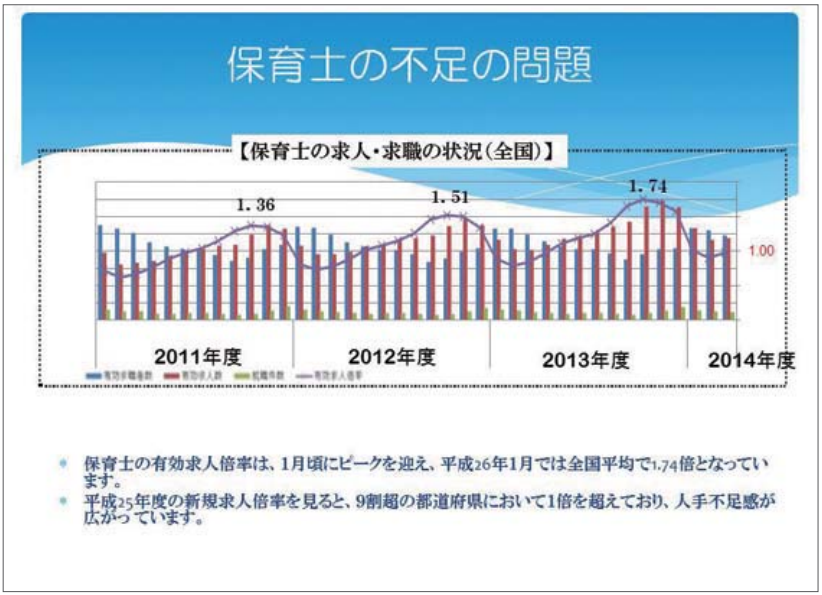

図16 「保育士の不足の問題」

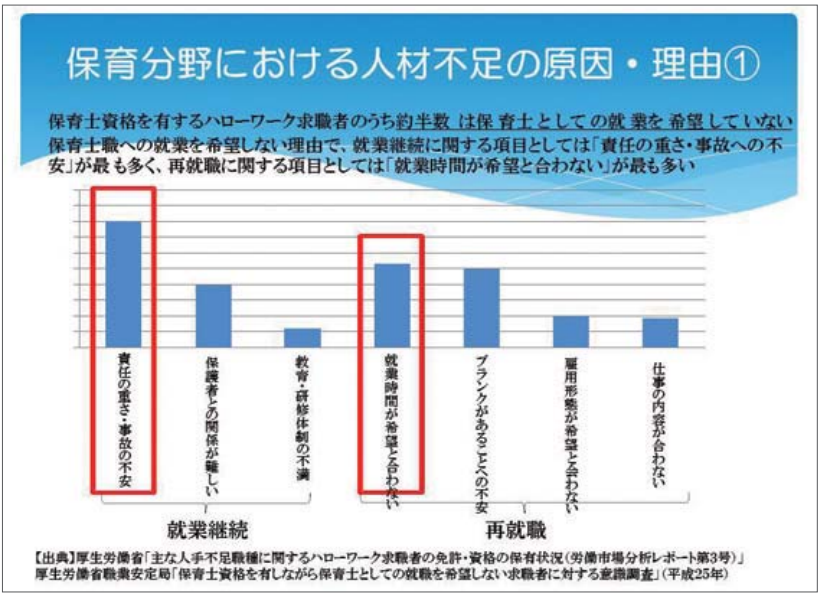

図 17 「保育分野における人材不足の原因・理由①」

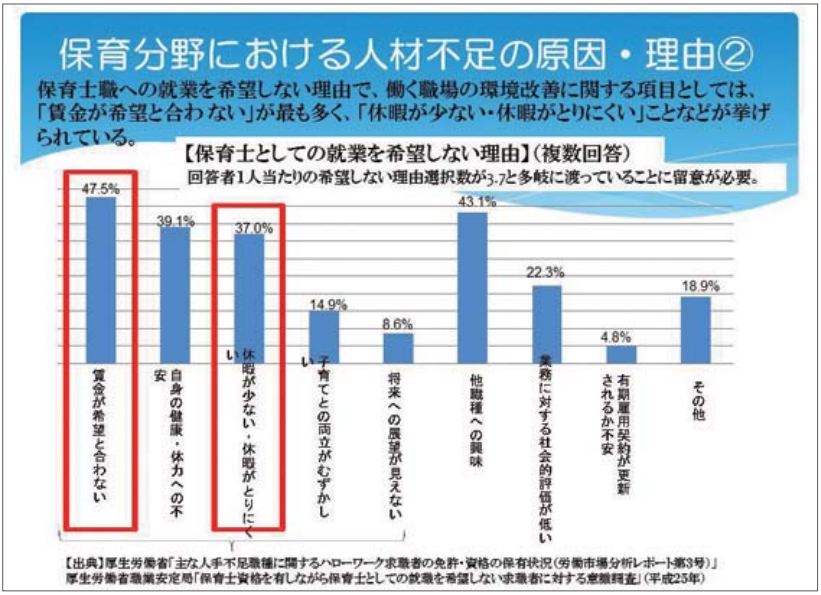

図 18 「保育分野における人材不足の原因・理由②」

す。休暇が少ないとか休暇が取りにくいとかいうのがありますが、やはり賃金が一番多いです。

もう一つのアンケート結果（図 19）で、仮に就業を希望していない理由が解消したとしたらきちんと職に就きますかという質問に対して、だいたい 6 割以上がきちんと就職したいと考えていらっしゃいます。つまり、就業を希望していない理由を解消させることが非常に大事だということです。

いま、政府は保育士試験を年 2 回やりましょうとか 3 回やりましょうとか言っていますけれども、それよりも大事なことは、すでに保育士資格を持っている人が就業していない理由を解消すること。そのことのほうが大事だと私は思っております。

保育士給与水準というのですけれども、政府は賃金構造基本統計調査を毎年実施しております。図 20 が一番新しい 2014 年度（平成 26 年度）の分です。全職種で言いますと平均年齢が 42.1 歳、勤続年数が 12.1 年、それから所定内給与額が 29 万 9600 円、ほぼ 30 万円ですけれども、保育士は、勤続

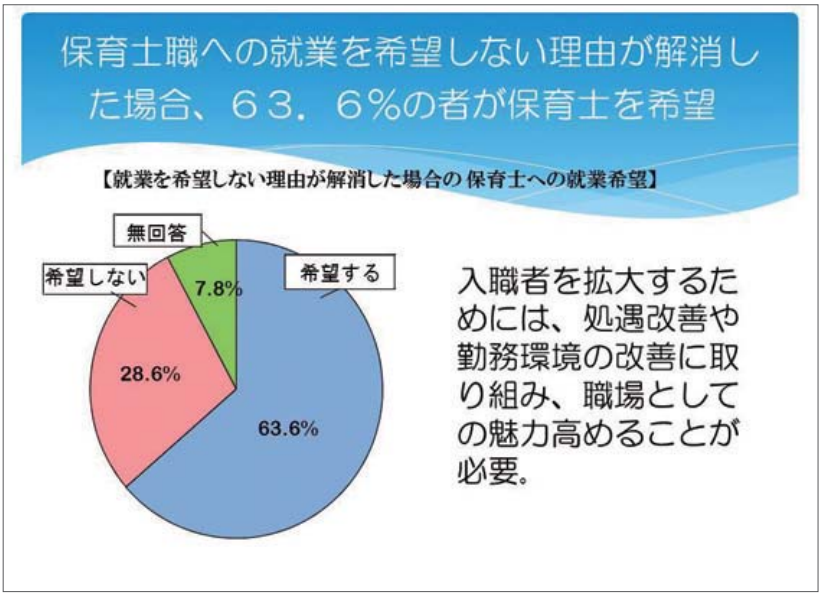

図 19「保育士職への就業を希望しない理由が解消した場合、63.6%の者が保育士を希望」

年数が 7.6 年と短い。それから賃金は 20 万 9800 円ですので、平均と比較すると約 9 万円少ないということです。それから幼稚園の教諭と比べると 2 万円ぐらい、看護師さんと比べたら 10 万円とは言わないですけれど 9 万円ぐらい少ないです。

先ほど保育は福祉、それから幼稚園教諭は教育と言いましたけれど、これの違いなのです。要するに福祉職か、教育職か、あるいは看護師の場合医療職かで随分変わってきます。したがって福祉施設介護員だとかホームヘルパーは福祉職ですから、かなり低くなっております。この図 20 を見ると、うちの保育士たちはいつもガクッとなってしまうのですけれども、なぜこういうことが生まれているのだろうか、ということを皆さんにもご理解していただきたいと思っています。皆さんは病院関係者ですから、看護師は所定の養成機関・大学・短大等を卒業し、国家試験を受けて合格しています。それだけで、資格としてはいいのかもしれませんけれども、実際に働くためには都道府県できちんと登録がされて、初めて看護師として働けます。もう少し言

保育士の給与水準

	平均年齢	勤続年数	所定内給与額（千円）	年間賞与その他特別給与額（千円）
全　職　種	42.1	12.1	299.6	841.6
保　育　士	34.8	7.6	209.8	573.8
幼稚園教諭	32.4	7.8	228.7	694.0
看　護　師	38.9	7.7	295.6	781.8
福祉施設介護員	39.5	5.7	207.8	456.7
ホームヘルパー	44.7	5.6	207.3	285.9

平成26年賃金構造基本統計調査
・年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額
・職種別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（産業計）

図 20 「保育士の給与水準」

いますと、それ以前の登録をしていない段階で、看護師と名乗って仕事をしますと、これは法律違反になります。結構厳しい罰則が科せられることになります。

保育士もそれと同じように、2003年あたりでしたか、そのように変わりました。実際に養成機関を卒業したり、あるいは国家試験を受けたりして、きちんと保育士資格をとっても、都道府県知事に登録をして、そして登録がされましたという証明書（保育士証）をもって、初めて保育士と名乗って仕事ができるのです。

保育士と名乗らずにやっていたらいいのですけれども、保育ママだとかの紛らわしい名称は駄目なのです。名称独占権といいまして、紛らわしい名前を使ってはいけないということです。つまり、法律として、資格上は結構高い資格に格上げされたのです。にもかかわらず、給与が伴っていないのです。

少しお年を召された方、あるいは昔の映画やドラマなどをご覧になったら、小学校に入ったころの子どもが貧しい家庭では、丁稚奉公に出されていた時に女の子は子守に出されていたのを覚えていらっしゃるのではないでしょうか。

つまり、保育というのは昔なら小学生の小さい子どもにもできる子守という位置づけなのです。いまだに子どもと一緒に遊んでいるだけではないのかという誤解があります。保育園に来ているけれど、そこで教育しているわけではない、それから医療行為を行っているわけでもない、ただ子どもと一緒に遊んでいるだけ、子守をしている、というような理解がベースにあるのです。

したがって専門職としては、言葉の上では法律上認知されているけれどもそれに相応しい給与体系ができていない。それがために保育士の給料はこれだけ低く抑えられたままなのです。

国立大学内の保育所について

私が知っている限りで、大学内の保育所についてお話しをさせていただこうと思います。

まず認可保育所は、北海道大学、東北大学、宇都宮大学、群馬大学、東京大学、横浜国立大学、宇都宮大学、金沢大学、名古屋大学、京都大学、九州大学です。ここまでが大学の中に認可保育所があります（図 21、図 22、図 23、緑のハッチのところは、1970 年代に無認可共同保育所から認可保育所となった保育所）。

当初、東北大学、群馬大学、東京大学、金沢大学、名古屋大学、京都大学、九州大学の各大学は、組合の力をお借りして、無認可の共同保育所が設置されました。その後、みんなの力で発展させて、認可保育所に作り上げたところです。

それ以外では、10 年くらい前に北海道大学が直営で作った認可保育所があ

大学内の保育所（認可保育所）－１－

大学	設置者・認可保育所
北海道大学	国立大学法人北海道大学 → NPO法人（？） こどもの園保育園
東北大学	社会福祉法人　木這子 かたひら保育園、ことりの家保育園 あさひの森保育園（大学外）
宇都宮大学	社会福祉法人　峰陽会 宇都宮大学まなびの森保育園 まなびの森あずま保育園（学外） 社会福祉法人　ともの会 あさひの保育園（学外）

図 21 「大学内の保育所（認可保育所）－１－」

大学内の保育所（認可保育所）－2－

大学	設置者・認可保育所
群馬大学	社会福祉法人　あおぎり会 きりのこ保育園
東京大学	社会福祉法人　あしたばの会 たんぽぽ保育園
横浜国立大学	社会福祉法人　明真会 森のルーナ保育園

図 22　「大学内の保育所（認可保育所）－２－」

大学内の保育所（認可保育所）－3－

大学	設置者・認可保育所
金沢大学	社会福祉法人　すぎなの会 つくしんぼ保育園
名古屋大学	社会福祉法人　緑の丘福祉会 どんぐり保育園、ひまわり保育園 はなのこ保育室（地域型保育小規模保育事業A型）
京都大学	社会福祉法人　樹々福祉会 風の子保育園、朱い実保育園
九州大学	社会福祉法人　わらべ福祉会 まつぼっくり保育園、杉の子保育園

図 23　「大学内の保育所（認可保育所）－３－」

ります。しかし、現在は、北海道大学の直営ではなくなっていると思います。

宇都宮大学は、有志の皆さんが大学の協力を得てお作りになった。したがって、保育園の名前も「宇都宮大学まなびの森保育園」という大学名を冠しています。

横浜国立大学は横浜市内に元々あった社会福祉法人にお願いをしたということです。

先ほどお話しした無認可の共同保育所から発展した認可保育所の中で、一番早かったのは金沢大学です。金沢大学がどうすれば認可保育園を作れるかということを、その当時の担当者が随分知恵を絞って考えてくださり、金沢方式というのを編み出してくださいました。

それからは、運動の基盤だとか盛り上がり方はそれぞれの大学で違いましたけれども、金沢方式を踏襲して多くの大学で認可保育園が作られていきました。

私が所属しております緑の丘福祉会について、「緑の丘福祉会のあゆみ」

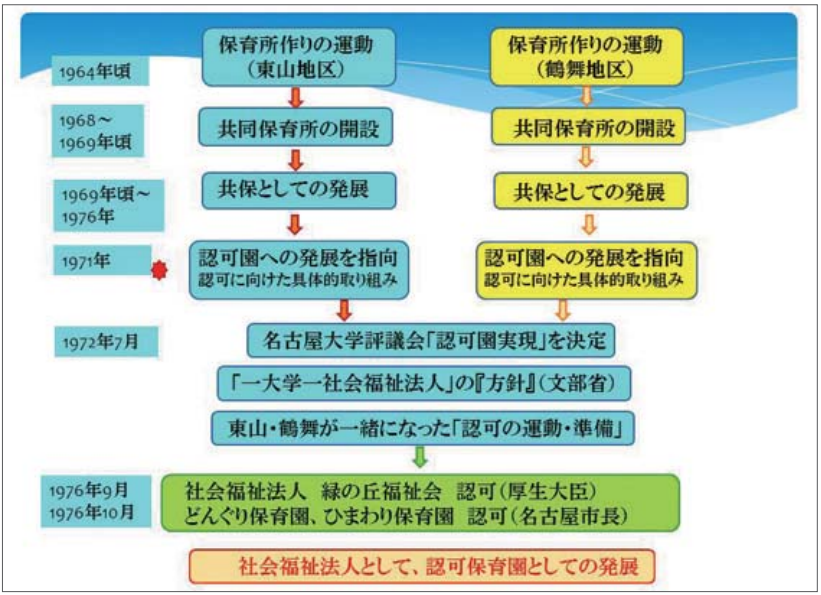

図 24 「緑の丘福祉会のあゆみ」

(図24)を参考として資料にしております。私たちが、このように結構苦労して共同保育所から認可保育園に成長させましたということを見ておいていただければありがたいです。

図25は、図4の下に「認可外」という項目が付け加わっているものです。図の真ん中に地域型と書いてあります。私から言うと、これは本当に保育園なのか、というところはあるのですけれども、一応、認可されている保育園であることは事実です。

ところが、皆さんの周りにある保育所は、目につくところ、比較的・相対的に簡単に入ることができるようなところは、すべて認可外なのです。実のところ、かつては大学の中の保育所と言えば、われわれのような認可保育所か、無認可の共同保育所、あるいは大学病院の保育所がほとんどだったのです。

実際のところ、大学内では認可保育所は少数です。とくに大学が法人化され、男女共同参画のための組織がたくさん出来たことで、それに伴う助成金

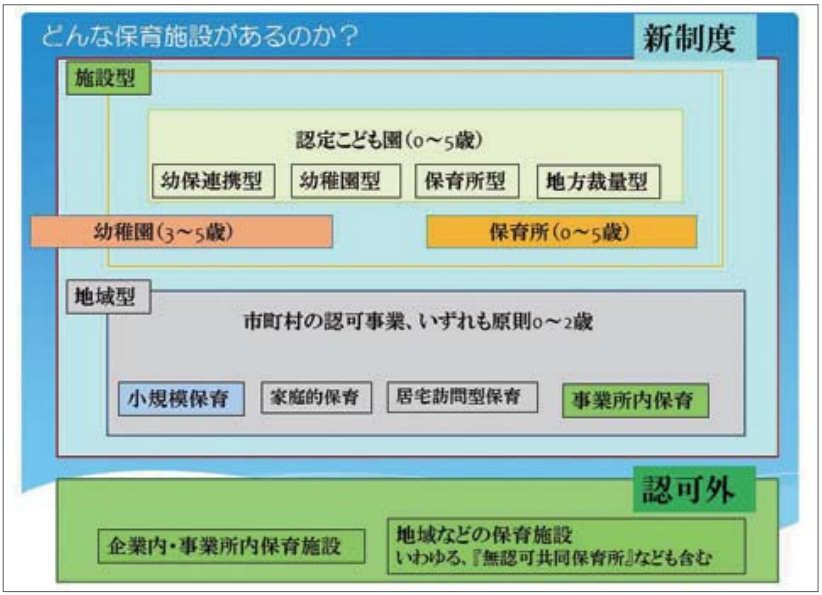

図25 「どんな保育施設があるのか（2）」

も出て、大学としてはいい意味でも悪い意味でも何かしなければいけないというところでほとんどの大学に保育所が出来てきました。それは、運動とは全く別に出来上がったところもあったり、あるいはもともとあった保育園、認可外で苦労して作った保育園がそのまま大学の保育園になったところもあると思います。

大学の保育所と言ったら、数の上では認可外（図 26、図 27）の事業所内施設がほとんどだと思ってください。先ほど触れました認可保育園は、少数派です。

例えば、大阪大学の「まきば保育園」は、ずっと長い間、共同保育園として頑張っていらしたところなのですけれども、現在は、大学の保育所になって、民間業者に委託されていると思います。しかし、大阪大学では、もともと共同保育所時代にずっと頑張っていらした保育所職員が残っていらして、その方がいまだにずっと頑張っておられます。私たちとも折に触れ連絡を取り合いながら保育の中身だけは守っていこうと、頑張ってくださっている数

大学内の保育所（認可外保育所）－１－

大学	設置者・認可外保育所
東北大学	国立大学法人　東北大学 川内けやき保育園（社会福祉法人　木遣子に運営委託）
九州大学	国立大学法人　九州大学 たけのこ保育園、ひまわり保育園 （社会福祉法人　わらべ福祉会に運営委託）
お茶の水女子大学	国立大学法人　お茶の水女子大学 いずみナーサリー　（国立大学法人　お茶の水女子大学）
東京学芸大学	国立大学法人　東京学芸大学 学芸の森保育園　（国立大学法人　東京学芸大学）

図 26 「大学内の保育所（認可外保育所）－１－」

少ない保育園の一つです。

東北大学の中にも、実は認可保育園以外に「川内けやき保育園」とか認可外保育所があります。これは東北大学にあります認可保育園を運営している「木這子（きぼこ）」という社会福祉法人が大学から委託を受けて運営をしています。

九州大学にも、大学の事業所内の認可外保育所として、「たけのこ保育園」と「ひまわり保育園」があるのですが、これらも、九州大学の中にあります認可保育園を運営している「わらべ福祉会」が委託を受けて運営をしています。

それから名古屋大学、大阪大学、神戸大学、新潟大学、これら大学内にも認可外の事業所内保育所がありますが、全部民間企業が受けているところです。

大学内の保育所（認可外保育所）－2－

大学	設置者・認可外保育所
名古屋大学	国立大学法人　名古屋大学 こすもす保育園、あすなろ保育園（民間企業に運営委託）
大阪大学	国立大学法人　大阪大学 たけのこ保育園、まきば保育園、まちかね保育園 （民間企業に運営委託）
神戸大学	国立大学法人　神戸大学 はとぽっぽ保育所　（民間企業に運営委託）
新潟大学	国立大学法人　新潟大学 あゆみ保育園　（民間企業に運営委託）

図 27 「大学内の保育所（認可外保育所）－２－」

認可外保育施設の問題点

認可外保育施設はたくさんあります。どのくらいあるかを示したのが図28です。一口に認可外保育施設といってもさまざまです。必ずしも認可外が全部悪いとは私は言いません。しっかり頑張っているところもあります。事業所内保育施設は別に集計しておりますのでこのような形になっているのですけれども、大学の中にある認可外の保育園は事業所内施設となっています。

このうち、届け出の対象になっていないところが事業所内には多く存在します。統計上は4,480の事業所内保育施設があって、そのうち届け出をしているのが700ちょっとしかありません。それ以外は届け出もしていないので、行政でも数はなんとなく把握はしているけれど届け出をしていないところには監査に入れないのです。対象施設には時々年に1回とか立ち入り検査をしています。

	施設数	施設数（届出対象）	入所児童数
ベビーホテル	1,767	1,610	32,984
その他の認可外保育施設	6,172	5,674	170,213
計	7,939	7,284	203,197

2014年3月31日現在、事業所内保育施設は含まない

	施設数	施設数（届出対象）	入所児童数
事業所内保育施設	4,480	709	70,586
うち院内保育施設	2,761	330	53,638

図28　「認可外保育施設の現状（1）」

ベビーホテルに対しては毎年実施していますが、実はベビーホテルは監査の結果、指導監督基準に適合していないところが50％もあります。半分しか適合していないのです。それからその他の認可外施設も37％は適合していません。さらに、事業所内保育施設、会社の中にある保育施設、これも30％が適合していません。これは届け出をしているところだけです。監査をしているのは届け出をしているところだけしか行っておりません。

どのようなことが適合していないのかといいますと、

■乳幼児の健康診断や職員の健康診断を実施していない　■非常災害に対する計画、消防計画等がない　■保育に従事する職員の数が足りていない　■利用者に対する契約内容の書面による交付をしていない　■施設およびサービスに関する内容の掲示がない

これが指摘されているベスト何とかなのです。要するにこういったところが数の上で蔓延（はびこ）っています。繰り返しになりますが、しっかりやっていらっしゃる認可外保育施設もあります。全部が全部そうだと申しておりません。

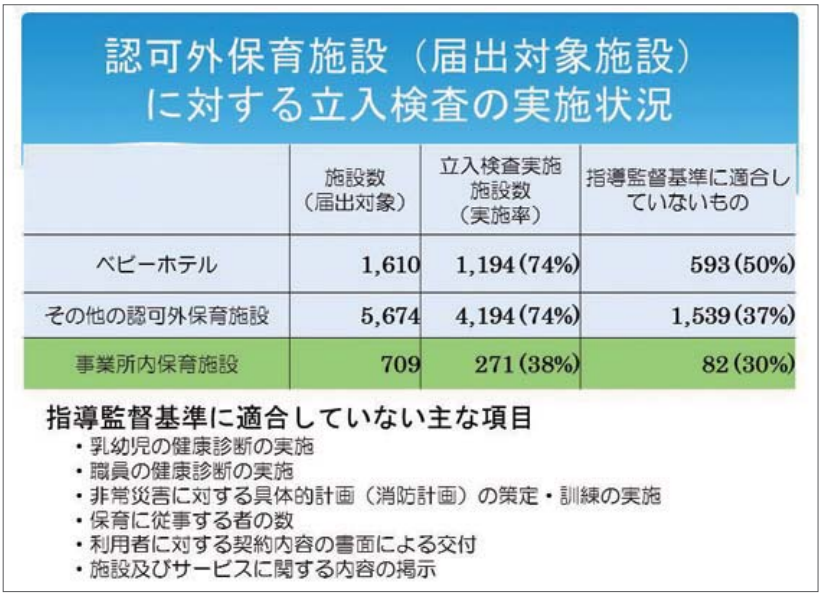

認可外保育施設（届出対象施設）に対する立入検査の実施状況

	施設数（届出対象）	立入検査実施施設数（実施率）	指導監督基準に適合していないもの
ベビーホテル	1,610	1,194（74%）	593（50%）
その他の認可外保育施設	5,674	4,194（74%）	1,539（37%）
事業所内保育施設	709	271（38%）	82（30%）

指導監督基準に適合していない主な項目

- 乳幼児の健康診断の実施
- 職員の健康診断の実施
- 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定・訓練の実施
- 保育に従事する者の数
- 利用者に対する契約内容の書面による交付
- 施設及びサービスに関する内容の掲示

図 29 「認可外保育施設の現状（2）」

保育施設での事故

次に保育施設の中における事故についてお話しいたします。図 30 は、事故件数などの集計ですが、この統計は 2014 年の 1 月 1 日から 2014 年の 12 月 31 日までに厚労省に届け出のあったものです。つまり、事故が発生した日付ではなくて、届け出のあった日付をベースに集計されております。認可保育園でも死亡事故は 5 件ありました。認可外で 12 件でした。認可保育園でも死亡事故が起こっています。実際に起こっているのは事実ですので、注意しなくてはいけません。児童一人当たりでどれぐらい事故が起こっているのかといいますと、左下の棒グラフを見てください。認可保育園ではうんと少ないのですけれども、認可外はこれだけあります。 やはり、認可保育園に預けておくほうがリスクは少ない。リスクがゼロとは私は申しません。やはりあります。公立の保育園でも死亡事故はあります。けれども数はうんと少ない。それだけ注意をしている、対応をしていると考えております。

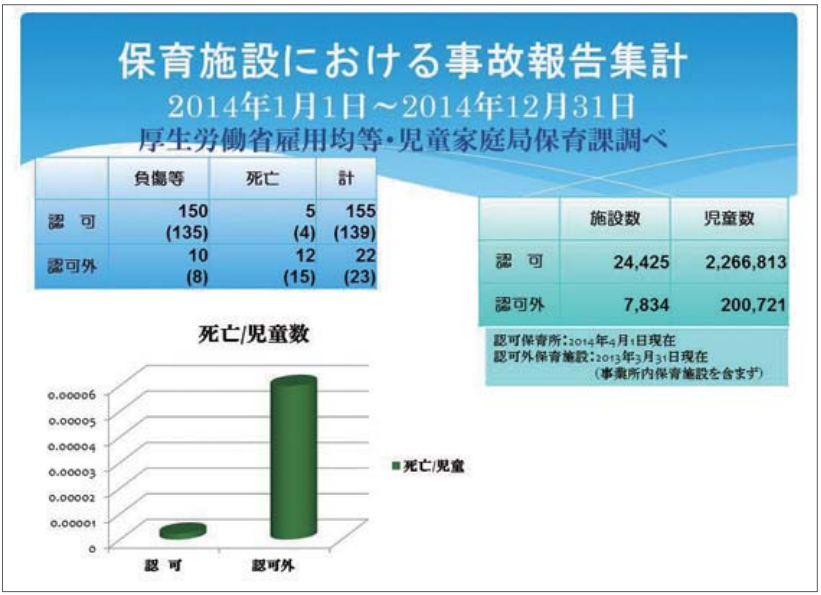

図 30 「保育施設における事故報告集計」

保育所は子どもが育つ権利を保障する場であるべき

実際のところ、事業所内保育施設だとか、いろいろ保育園が出来てきています。現在の事業所内保育所で、ほとんどのところが厚生労働省からの助成金なり補助金なりをもらっているところが多いのです。では、どこから助成金をもらっているのか。厚生労働省はもともと二つあった省が一つになったので、旧労働省側の助成金がかなり多いです。その財源は何かといいますと、実は雇用保険なのです。雇用保険を財源にして、厚生労働省は従業員の労働に着目した考え方、つまり、保育に対してではなくて、労働を保障するために助成金を出しています。

一方、国連が定める、「児童の権利に関する条約」通称「子どもの権利条約」というのがあります（図 31）。この国際条約の中に述べられていることは、子どもにもきちんとした権利があるということです。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利。大きく分けて 4 つの権利があります。

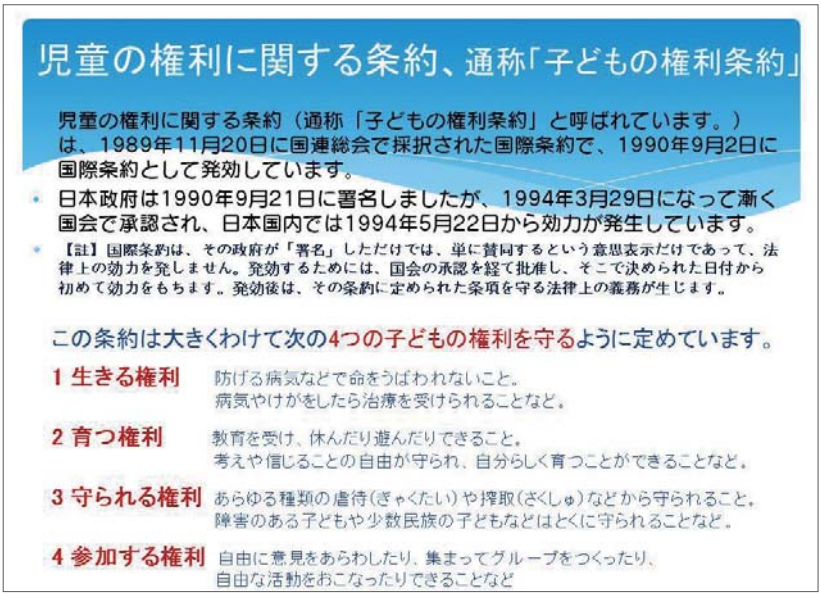

図 31 「『こどもの権利条約』が定めている権利」

この第3条（図32）には「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」と書かれています（外務省の公定訳による）。

日本は、この権利条約を批准しております。1990年に署名して、1994年に国会で承認され、成立してすでに20年たっているわけです。したがって、児童に関する行政を進めるにあたって、保育所を作るのは、親が働く権利を守るためではなくて、子どもが育つ権利を保障するためでなければなりません。それが保育所で、そうしなさいというのがこの条約なのです。

私の理解は、“子どもがしっかりと保育されて、成長が保障されていますという保育所”ということです。したがって、子どもが生きて帰って来てくれるけれど、しかるべき成長をしているのかどうか、確信ができない保育所に預けて働くというのは、本当に安心して働けるといえるのかどうか。つまり保育の質ということについても、ぜひ考えていただきたいと思っております。

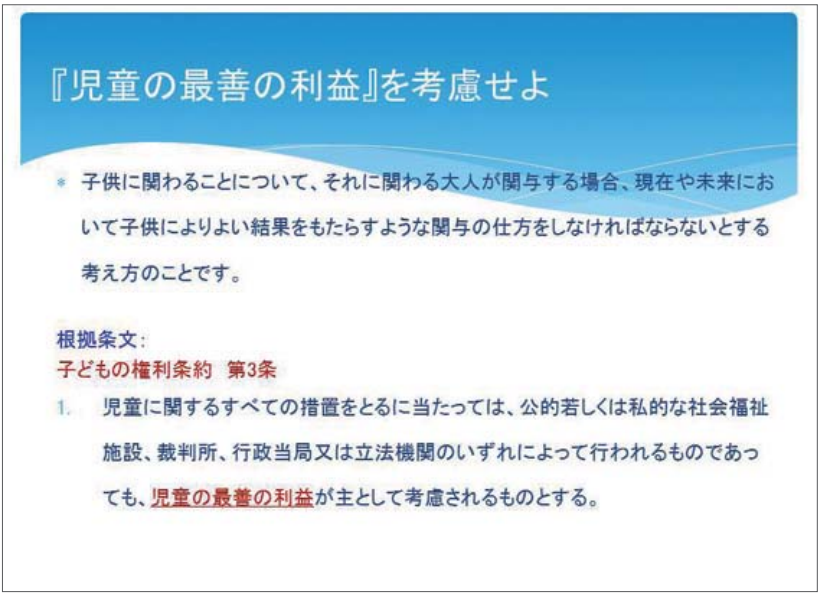

図32 「『児童の最善の利益』を考慮せよ」

社会福祉法人制度改革の問題点

社会福祉法人制度改革というのが、現在、調べた段階（2016年2月27日）ではまだ国会（参議院）では審議されておりませんが(註)、前の国会で衆議院は通りました。そして参議院に送られました。前の国会というのは安倍首相から見たらどうでもいいような法律はほったらかして、いわゆる安保関連法案にまい進していた、それに忙しくてほかが全部ほったらかされたのです。参議院には回ってきたけれども一回も審議されずに継続審議になりました。今国会になってもまだ審議がされておりません。

しかし、社会福祉法人制度を大いに改革しまして、営利企業がうんと参入できる道を開きたいと。保育所を経営している社会福祉法人というのは、多くのところが一法人一保育所あるいはせいぜい二施設程度なのです。そういった零細法人は全部退場していただいて、大きなところに集約していこうというのが今回の制度改革なのです。

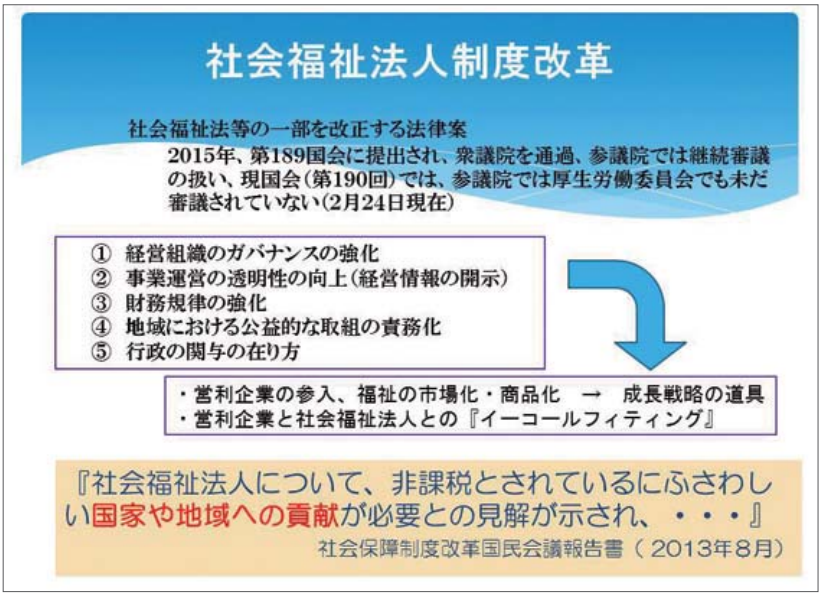

図 33 「社会福祉法人制度改革」

ひどいことに、皆さん、これをよく肝に銘じて欲しいのですが、社会福祉法人について非課税とされているにふさわしい、―― 実は社会福祉法人も社会福祉事業や公益事業、収益事業などの事業をできるのですけれども、社会福祉事業と公益事業をやっている限りにおいては、非課税なのです。――したがって、非課税とされているにふさわしい、国家や地域への貢献が必要との見解が示されています（社会保障制度改革国民会議報告書｛2013 年 8 月｝）。国民に対する貢献ではありません。国家に対する貢献を、社会福祉の分野でも求められている、そういう時代に入って来ています。つまり、昨年の国会で問題になった安保関連法も、保育所などの社会福祉施設も全然無縁ではない状況にまで、いま組み込まれようとしています。国会、参議院で採択されなければ廃案になるので、頑張っていく必要があると考えています。

おわりに

京都大学の保育園は、月に1回だったか週に1回だか忘れましたけれども、組合事務所に保育所職員が出向いて相談日というのを設けています。われわれのところも、毎月定例で相談日を設けております。組合員の方であろうがなかろうが相談に来ていただければ一緒にいろいろお話ししたいと思っております。ぜひ、声をかけていただければと思います。

保育所にも、保育所職員の組合があり、頑張っています。その中で、利用者としての保護者の皆さんや組合と連携しながら、保護者がどんな状況に置かれているのかを知りながら進めたい、と常に願っております。皆さんの側からも、コンタクトを取っていただければ、とてもうれしいと思っております。（拍手）

(註) 社会福祉法等一部改正案は、本学習会の後、2016 年 3 月 23 日、参議院本会議において修正の上可決（付帯決議も）、同日再度衆議院へ。3 月 30 日衆議院厚生労働委員会にて可決、3 月 31 日、衆議院本会議において可決、成立。3 月 31 日公布。一部を除き、2017 年 4 月 1 日から施行。

ローカル線で行く！フーテン旅行記 7

ーがんばれ熊本！復興への夢を託してー

岡山大学 工学部 機械工学コース 助教
大西　孝

専門は機械加工（研削）。主に円筒研削や内面研削を対象として、工作物の熱変形や弾性変形に伴う精度の悪化を防止する研究を進めている。趣味は列車を使用した旅行（47 都道府県を踏破済）。

はじめに

東日本大震災の記憶もまだ新しいところに、九州でも恐ろしい地震が起こってしまいました。熊本県や大分県で被災された方が多くいらっしゃることを思うと、なかなかローカル線の旅行を楽しもうという気分にもなれないところです。しかし一方で、被災地の復興がある程度進めば、むしろ現地を訪れて現地でモノを消費することも大切な復興のお手伝いのように思います。ご存じのとおり、熊本県は阿蘇をはじめとする豊かな観光資源があり、魅力的な列車もたくさん走っています。復興への願いを込めて、この時期だからこそ、あえて熊本県を旅した際の記録をご紹介します。なお、ご紹介する内容は、震災前のものであり、残念ながら、今回の震災で傷ついてしまったものもたくさんあります。しかしながらまた元通りの素晴らしい場所に戻ることと祈念して、文中では個別の被害状況を触れないこととします。

1. 阿蘇を超える高原列車！　豊肥本線、南阿蘇鉄道

大分から阿蘇を越えて熊本を結ぶ高原路線を豊肥（ほうひ）本線といいます。豊肥本線は、その字の通り豊後（大分）と肥後（熊本）を結ぶ150km近い長大路線で、途中で阿蘇の外輪山を越えてカルデラ内を通るため急な坂が多く、特急列車を使っても3時間程度を要します。また、普通列車は特に大分県と熊本県の県境付近では5往復と非常に本数が少なくなり使いづらい部分もありますが、景色をゆっくり見るのであれば普通列車がお勧めです。

大分の県民食、とり天。唐揚げと比べてあっさりしていますが、ポン酢などをかけて食べると食が進みます。

まずは大分駅から途中の豊後竹田駅で途中下車し、阿蘇山の麓にある宮地駅まで行きましょう。最初に大分駅で列車に乗る前に買っておきたいのが、大分の県民食「とり天」の入ったお弁当です。「とり天」は唐揚げよりもあっさりした衣を鶏肉につけて揚げた料理で、ポン酢などをかけると特に美味です。市内のスーパーマーケットの惣菜売り場やお弁当屋さんで普通に売っています。

大分から普通列車に乗って1時間余りで豊後竹田駅に到着します。この駅から徒歩30分程度のところに、瀧廉太郎の名曲「荒城の月」のモデルとなった岡城跡があります。広い城跡には草木が茂った石垣が残っています。春は桜、秋は紅葉の名所だということですが、それ以外の時期に訪れるとうら寂しい雰囲気が漂い、まさに歌のイメージと一致します。

豊後竹田にある岡城跡。草木が石垣に生え、「荒城の月」の歌詞のイメージ通りの光景です。

豊後竹田から宮地駅までの数少ない列車に乗り、大分県から熊本県へ入ります。豊後竹田を出ると阿蘇の外輪山を登るため列車は急な上り坂にかかり、木々の間を進んでいきます。終点の宮地駅の手前でトンネルを抜け、下り坂になってしばらくすると急に車窓が開けます。これは外輪山を越えてカルデラの中に入ったからで、気持ち良い高原の景色が広がり、阿蘇山も近くに見えます。

阿蘇神社の楼門。日本三大楼門の１つとされ、重要文化財です。お寺の門のような建築様式が特徴だとか。

宮地駅から徒歩 20 分程度のところに、古い歴史を誇る阿蘇神社があります。この神社の特徴は、寺院のような楼門を持つことです。この門は江戸時代末期に建てられたもので、日本三大楼門（残り 2 つは福岡県の筥崎宮と、茨城県の鹿島神宮だそうです）と呼ばれ、重要文化財に指定されています。また、阿蘇神社の境内に立つ「高砂の松」は縁結びの松とされ、男性は左から 2 回、女性は右から 2 回、この松の周りを回るとご利益があるとか。実際に松の周りを参拝者がグルグル回っていました。

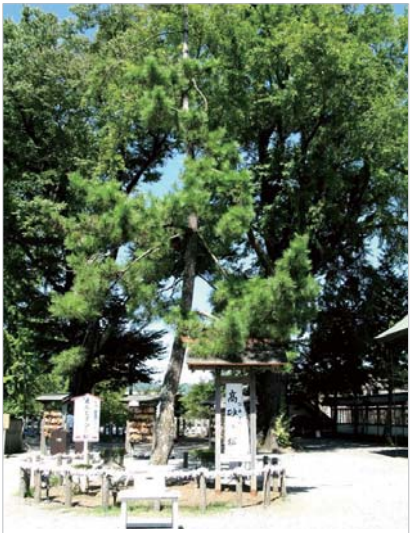

阿蘇神社の境内にある「高砂の松」。男性は左から、女性は右から 2 周すると縁結びのご利益があるとされています。

これから宮地駅へ戻り、2 駅先の阿蘇駅へ向かい阿蘇山の火口を眺めた後、立野（たての）駅までさらに列車に乗り、南阿蘇の外輪山の中を走る鉄道に寄り道してから熊本へ向かいます。ま

ず阿蘇駅からはバスとロープウェイを乗り継いで阿蘇山の火口を目指します。阿蘇駅前から発車する阿蘇登山バスは、草千里を経てロープウェイ乗り場の阿蘇山西駅に向かいます。バスを使うと乗用車よりも時間がかかりますが、車内では観光ガイドの自動放送が流れ、ゆっくり走るので草千里の雄大な景色や阿蘇の米塚と呼ばれる整った形の山をじっくり眺めることができます。阿蘇山西駅に着くと、火口までのロープウェイに乗り換えます。阿蘇山の火口は硫黄の香りが立ち込め、火山ガスの濃度が高い場合は見学できない場合もありますが、立ち込める煙の間に、美しい青色の池が見え、独特の景観です。

バスの車内から草千里を望む。車窓の解説も流れるので終点まで退屈することもありません。

阿蘇山の火口西側の風景。荒涼とした景色が広がります。

列車から眺める阿蘇の山々。外輪山を越えた宮地から熊本寄りの区間では高原列車の気持ちいい旅が続きます。

阿蘇駅に戻り、熊本方面の列車に乗るとしばらくの間は外輪山の中を走ります。そして立野駅に到着する直前に外輪山を抜けますが、立野駅は外輪山の中と比べると標高が低いところにあります。熊本から大分方面へ向かう場合は急に高度を上げなければならないため、自動車に比べて坂に弱い鉄道では一工夫必要です。そこで立野駅付近では「スイッチバック」と呼ばれる独特の線路の配置がなされています。この「スイッチバック」では列車の進行方向を２回変えることで登坂する距離を長くすることで坂を越えます。階段の踊り場で向きを変えて狭い範囲で高さを稼ぐのと同じことで、Ｚ字型に線路が配置されていると考えればわかりやすいでしょう。大分から熊本に向かう列車は一旦停止し、バック運転で急な坂を下って立野駅に到着し、駅でもう一度向きを変えて熊本方面へ出発します。

外輪山をバックに赤水（あかみず）駅を発車する赤い普通列車。この駅は外輪山の中にあります。

立野駅へ到着する直前の列車からの眺め。この先で列車は向きを変え、眼下に見える線路で立野駅へ下ります。駅は写真右上の道路と交差した先にあります。短い距離で高低差を稼ぐスイッチバックという珍しい線路配置です。

立野駅からは南阿蘇鉄道という第３セクター鉄道が分岐しており、外輪山の切れ目から再びカルデラの中に入ります。トロッコ列車も用意されており、気持ちのいい風を受けながら外輪山に囲まれた独特の景色を満喫できます。

南阿蘇鉄道のトロッコ列車。爽やかな高原の風を浴びながら阿蘇の山々を眺めることができます。

沿線には名水百選に選ばれた白水水源もあり、名水の故郷としても有名です。途中には「南阿蘇水の生まれる里白水高原」という駅があり、名水の里であることをアピールしています。この駅は茨城県の鹿島臨海鉄道にある「長者ヶ浜潮騒はまなす公園前駅」と並んで日本一長い駅名（平仮名で 22 文字）を持つことでも話題になり、南阿蘇鉄道をより一層有名にしています。また、立野駅を出てしばらくすると渡る「第一白川橋梁」は川の水面からレールまでの高さが約 62m で、日本で 2 番目に高い鉄橋として名高く、特にトロッコ列車ではスリル満点です。南阿蘇鉄道はとにかく見どころの多い鉄道で、途中下車して名水を楽しむのもいいでしょう。

日本一長い駅名の「南阿蘇水の生まれる里白水高原」駅に到着した列車。周辺には名水の水源があります。

日本で 2 番目の高さを誇る第一白川鉄橋を徐行して渡る南阿蘇鉄道の列車からの眺め。目がくらむような高さです。

阿蘇を後にするのは名残惜しいですが、熊本市内にも魅力的な鉄道があります。立野駅を後に豊肥本線の列車は熊本市内へ向けて鉄路を軽やかに走り抜けます。

（岡山大学職員組合　組合だより 171、172 号より再構成のうえ掲載）

2. くまモンの故郷の個性的な車両たち！熊本電鉄、熊本市交通局

大分から豊肥本線に乗り、途中の阿蘇で寄り道をして、ようやく熊本へ着きました。「くまモン、くまモン…♪」有名人（有名熊？）「くまモン」のテーマソングが聞こえてきます。九州新幹線の開通もあり脚光を浴びている熊本ですが、実は「くまモン」に負けず劣らず個性的な車両が走る、鉄道ファンにはたまらない街でもあります。

緑の丸っこい車体がかわいい熊本電鉄の「アオガエル」。全国の鉄道ファンに惜しまれながら今年２月に引退しました。

まずは地元私鉄の熊本電鉄。今年の2月、「アオガエル」という車両が引退する際に全国的な話題になりました。この「アオガエル」とは、東京の東急電鉄で役目を終えて熊本で第2の職場を見つけた愛らしい電車です。登場した昭和29年当時としては画期的な軽量化を実現した車両で、飛行機の技術を応用して作られた下ぶくれの車体は正に「アオガエル」です。吊り革には「東急食堂」や「東横のれん街」といった東急時代の広告が残り、高度成長時代の通勤電車の雰囲気を漂わせながら、1両でJRの上熊本駅から北熊本駅までの3.4kmの支線区間をゴトゴト走っていました。なお、今では「アオガエル」は引退しましたが、同じ区間を東京メトロの銀座線からやってきた車両が走っています。地下鉄で走っていた車両が、短い路線で陽を浴びてのんびり走るのもまたユーモラスです。この車両も近いうちに東京からは姿を消すそうですが、熊本電鉄で大事にされて、末永く働いてほしいものです。

また、北熊本駅の構内に止まっている古めかしいチョコレート色の車両も注目です。この車両は昭和3年に製造され、戦時中は広島県の可部線を走っ

ていました。原爆投下時に広島市内にいた仲間の多くは大破しましたが、この車両は幸運にも下関の工場にいて難を逃れました。戦後に熊本電鉄へ移籍し、原爆投下から70年近くたった現在でも、平和の大切さを語るように鎮座しています。

幸運にも広島の原爆から逃れた電車。北熊本駅で日差しを浴びながら平和な時代に何を思っているのでしょう。

熊本市内を走る路面電車、熊本市交通局（熊本市電）も面白い路線です。熊本市電は最新技術の導入に積極的で、路面電車初の冷房取り付け（1978年）、大幅な省エネを実現できるインバータ制御の電車（1982年）、出入口に段差のない超低床電車（1997年）など数々の「日本初」を実現し、「路面電車は過去の乗り物」というイメージを払拭しました。ちなみにこの超低床電車、路面電車の先進国であるドイツから輸入した走行装置に日本製の車体を組み合わせもので、一種の「外車」です。熊本市での導入に続き、岡山市や高岡市、富山市、福井市などで同じタイプの車両が導入され、国内の超低床電車の普及に先鞭をつけた記念すべき車両です。

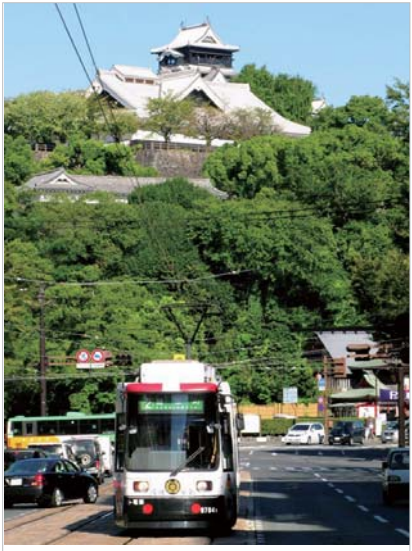

熊本のシンボル、熊本城をバックに走る熊本市電。写真の車両は日本で初めて導入された超低床電車です。熊本城が修復されこの景色を再び眺められる日が来ることを願っています。

熊本市電の沿線には、著名な観光地である熊本城や水前寺公園もあり、熊本駅前から乗り換えなしで行けるので大変便利です。水前寺公園は周囲をビ

ルや住宅街に囲まれた庭園ですが、園内はのどかな時間が流れており、旅の途中にホッと一息できます。熊本市電の全区間に加えて、熊本電鉄と市営バスの一部区間も利用可能な一日乗車券（もちろん「くまモン」のイラスト入り！）も用意されていますので、これらの観光地を訪れる際は是非、熊本市電を使ってみたいものです。その時には、熊本の個性的な電車にも少し注目いただければ嬉しいです。

市電の沿線にある水前寺公園。周辺にはマンションも見えますが、園内はのんびりした時間が流れています。

（岡山大学職員組合　組合だより 173 号より加筆のうえ掲載）

おわりに

これまでご紹介した内容は、かつて岡山大学の組合だよりに掲載したものから再構成したものです。現地では広範囲に大きな被害が出ていると報じられているため、当分の間、観光で訪れることは困難でしょう。また、ご紹介した鉄道路線、特に豊肥本線と南阿蘇鉄道は甚大な被害を受けており、復旧までは相当の時間を要するようです。しかしながら観光客が訪れることができるほどに復旧が進んだ暁には、ぜひ、現地を巡って、地元の復興を応援したいものです。私事ながら、筆者もかつて阪神大震災を間近に見ましたが、今では復興した神戸の街並を見て、全国、さらには海外からも多くのお客さんが来てくれる街がよみがえったこと嬉しく思います。熊本も、先の東日本大震災と同様に復興に当たっては様々な困難があることと思いますが、再び観光客であふれる日が来ることを祈っています。その際は、ぜひ、地元の風を感じられるローカル線にもご乗車いただければと思います。

原稿募集

全大教時報編集部では、各大学・高専・大学共同利用機関の具体的な動き、取り組みなど多方面からの原稿を募集しております。下記投稿要領によって、積極的にお寄せください。

✣投稿要領

❍文体　自由

❍字数　刷上がり本文については、以下を基準とします。

２頁　2000字　４頁　4000字

５頁　5000字　６頁　6000字

❍原稿締切　毎奇数月・15日

❍掲載　投稿の翌月号（但し、投稿が多数の場合は次号）

❍謝礼　規程により謝礼（図書カード）を進呈します。

❍その他

①投稿原稿は返却いたしません。

②投稿にあたっては、標題、投稿者氏名、所属大学・高専、又は機関名の明記をお願いしております。

全大教時報

第40巻2号　2016年6月
（大学調査時報・大学部時報通算215号）

編集･発行　全国大学高専教職員組合　電話（03）3844－1671

〒110－0015　東京都台東区東上野6－1－7　7階

第39巻6号（2016年2月）までについて、冊子の購入ができます（一冊500円）ので、ご希望の方は事務局へお問い合わせください。

郵便振替口座　00170-6-18892

全国大学高専教職員組合
Faculty and Staff Union of Japanese Universities